第9節 区立小・中学校施設の地域開放

第1項 概要

大田区では、区立小学校・中学校の体育館、校庭、会議室等を社会教育その他公共のために活用することにより、区民のスポーツ等の地域活動の振興を図っている。

学校施設の開放については、①学校施設の地域開放、②行事開放、③校庭等開放、④スポーツ開放が現在行われている。また、過去には行われていたが現在は行われていないプール開放についてもここで述べる。

第2項 学校施設の地域開放

1. 概要

大田区は「大田区立学校施設の活用に関する条例」及び同条例施行規則に基づき、学校教育に支障がない範囲で学校施設の開放を行っている。当該条例及び施行規則は大田区の学校施設を学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 137 条、社会教育法(昭和 24 年法律 207 号)第 45 条第 1 項の規定により利用させ、又は地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により使用させることについて必要な事項を定めている。

学校教育法第 137 条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

社会教育法第 45 条

社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなればらない。

地方自治法第 238 条の 4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

2. 利用方法

大田区では、5名以上の団体で、最低5名が区内在住か在勤、在学の団体(営利目的の団体及び政治・宗教団体を除く。小中学生、高校生の団体は、成人の責任者が必要)が、教育委員会への団体登録後に使用申請書を記入し提出すれば、学校施設の利用を申請することができる。対象となる区立小中学校に特に制限はない。

貸出時間は以下の通りである。

(学校休業日以外)

小学校 16:30~19:00、19:00~21:30 中学校 19:00~21:30 (学校休業日)

小・中学校 9:00~12:00、13:00~15:30、16:00~18:30、19:00~21:30

(意見 No. 106)

使用申請書は受理日ごとに歳入の起案がされ、ファイリングされているが、電子データ化はされていない。そのため、使用日時で使用申請書を探そうとすると、膨大な数にのぼる紙の使用申請書を確認しなければならない。データの検索、使用申請書の保管スペース、学校から教育総務課への書類送付の手間、使用申請書を分析することによるデータの活用を考えると、電子データ化することが望ましいと考えられる。

3. 学校施設の地域開放の利用実績

平成30年度における利用実績は以下の通りである。

小学校 延べ利用回数:43,849回 延べ利用人数:1,884,326人 中学校 延べ利用回数:14,321回 延べ利用人数:536,785人

平成30年10月申請分の使用申請書についてサンプル調査を行った。調査によると、少年育成団体として区に登録している団体及び社会教育関係団体として区に届けている少年団体については、少年野球、サッカーでの校庭の使用申請、バスケットボール、剣道での体育館の使用申請が多かった。

一方、主に成人が構成員となっている社会教育団体については、バレーボール、 剣道、バスケットボール、卓球での体育館の使用申請が多かった。

(意見 No. 107)

「大田区スポーツ推進計画(改定版)」によると「地理的に利便性の高い学校を中心に基本的には利用枠がほぼ埋まっており、新規利用は難しくなっているが、利用しているスポーツ団体には、新規会員を受け入れる余裕が見られる。今後、区民スポーツの推進に学校施設を活用していくためには、区がこれらの団体を広く区民に紹介し、会員数を増やすことでスポーツ振興を図る取組が有効と考えられる」とある。確かに、利用実績をみると、数多くの団体が学校施設を利用して活動しており、新規団体は地理的に利便性の高い学校を中心に予約が取りづらい状況となっている。

スポーツ活動をする区民を増やすという意味では、新たなスポーツ団体の参画よりは、既存団体の会員数を増加させることによって実現していきたいと考えていると思われる。しかしながら、当該後段部分の施策は現在のところ具体的には行われていないように見受けられる。

そもそも地域開放は教育委員会主導で行われており、この部分に関しては、教育総務課・スポーツ推進課のどちらが舵をとって行うがが、具体的に決められていない。今後、この施策を推進するのであれば、どの部署が舵取りを行うか早急に決め、仕組作りを早急に行う必要があると考える。

4. 予算及び執行状況

平成30年度の学校施設の地域開放における予算及び執行金額の状況は次の通りである。

科目	説明	予算現額	決算額	備考
	消耗品費			バレーボールネット、卓
		202,000 円	200, 259 円	球ネット等の少額
(東田) 				消耗品
無用費 (一般需用費)	印刷製本費	262,000 円	259, 200 円	使用申請書、封
		202,000円	259, 200 円	筒
	修繕費	412, 127 円	411, 912 円	バレーボールネット、卓
		412, 127	411, 912	球台等の修繕代
丁审挂台弗	維持補修	10,000 ⊞	0 円	窓ガラス補修代
工事請負費	工事費	10,000円	0 F3	芯ルノク無修刊
備品購入費	一般備品費	188,000円	187, 034 円	卓球台購入費

(意見 No. 108)

学校施設の地域開放では、利用希望者との申込書のやり取りには紙が用いられている。そのため、印刷製本費として使用申請書の購入等の費用が毎年 20~30万円ほど計上されている。しかしながら、区内の他の公共施設においては、「うぐいすネット」を使ったインターネットによる施設予約が普及している。

学校施設の地域開放でも、「うぐいすネット」を使ったインターネットによる施設予約を行うようにすることができれば、利用希望者が空き状況の検索を行うことや申し込みをインターネットから行うことができ、利便性の向上、利用希望者との連絡のしやすさ、印刷製本費の削減を行うことができると考えられる。

利用希望団体は教育委員会への団体登録が必須となっているため、学校施設の利用希望者は登録番号の入力を必須項目とし、教育委員会で申込内容のチェックを行えばよく、必ずしも紙で申し込みをしなければならない理由は見当たらないと考えられる。

第3項 行事開放

1. 概要

「大田区行事開放実施要綱」によると、行事開放は、児童の健全な育成と余暇の善用を図るため、スポーツ及びレクリエーションの場として小学校の校庭・体育館を開放することを目的として学校施設の利用を行うものである。対象は当該小学校の児童となっている。

開放日は土曜日、日曜日、祝日又は学校休業日で、1回2時間以上となっている。この場合において学校施設利用者調整会議を設置している学校にあっては、学校施設利用者調整会議による利用日調整を経て開放日を決定するものとしている。

開放日に、集団活動を通した規律の指導及び会場管理のため、2人以上の指導員を置くとしている。指導員の職務は次の通りとなっている。

- ① 参加者の集団活動の指導
- ② 行事開放指導日誌の記入
- ③ 事故発生の場合の応急措置及び関係者への連絡
- ④ その他開放に付帯する事務の処理

2. 行事開放の利用実績

実施校数は平成 27 年度に 53 校あったものの、平成 28 年度は 15 校、平成 29 年度は 11 校、平成 30 年度は 6 校と年々減少している。

平成30年9月に実施したもののうち、スポーツに関連するものは以下のものであった。

ビーチボールバレー、ミニテニス(大森第五小学校、大森東小学校) バレーボール、サッカー(東調布第三小学校) タグラグビー(久原小学校) 総合スポーツ(道塚小学校)

(意見 No. 109)

行事開放について、平成30年度は6校と近年急激に減少している。これは行事開放に参加する児童が少なくなったのが原因と考えられる。

「行事開放に参加できる者は、原則として、開放校の児童とする」という規定があるため、スポーツに関しての利用実績人数は後述する校庭等開放やスポーツ開放と比べると少ない。競技によっては参加人数が少なくなると開催に支障が出るものも出てくるので、参加者の制限が比較的緩いスポーツ開放に集約した方が良いのではないかと考えられる。

また、行事開放のうち、スポーツ以外の項目に関しては、開放校の児童に参加者を限定した方が都合の良いものもあるため、「学校による学校施設の使用」という位置付けで移行した方が良いと考えられる。

3. 予算及び執行状況

平成30年度の行事開放における予算及び執行金額の状況は次の通りである。

科目	予算現額	決算額	備考
報償費	280,000 円	152,000 円	指導員謝礼
工事請負費	26,000 円	0 円	窓ガラス補修代

第4項 校庭等開放

1. 概要

「大田区校庭等開放実施要綱」及び「大田区校庭等開放実施要領」によると、 校庭等開放は、子どもの健全育成と余暇の善用に役立つよう、小学校の校庭等 を開放して、自由で安全な遊び場を提供するために学校施設を利用する。

校庭開放開催時は子ども等の安全管理、設備遊具の管理・保全を図るため、 世話人をおく。世話人は主に各学校のPTAが当番制で行っており、次の職務を 行っている。

- ① 子ども等に対する遊具の貸出と回収
- ② 危険な行為、禁止している行為及び他の子ども等の迷惑となる行為に対する制止と善導
- ③ 天候その他の事由により校庭等開放に変更のある場合は、あらかじめその 旨の校門への掲示
- ④ 開放利用状況日誌の記入
- ⑤ 事故発生の場合の応急措置と関係者への通報

(意見 No. 110)

校庭開放の際は世話人を置くこととなっているが、世話人が 1 人となって しまった場合は利用者の安全を考慮して中止するという運用がなされている。 しかしながら、当該事項は世話人の説明会の際に口頭でのみ伝達されているだ けであり、何らかの規定として明文化されていない。そのため世話人が 1 名に なっても校庭開放を実施したことがある。

利用者の安全を考えるのであれば、実施要綱もしくは実施要領に「世話人は 複数人とすること。世話人が1名となった場合には校庭等開放を中止する」と 明文化した方が良いと考えられる。

2. 校庭等開放の利用実績

校庭開放は平成30年度には区内50校、延べ1,515日実施された。

校庭開放開催時は、世話人により「校庭開放利用状況日誌」が作成され、利用人数・利用状況等が記入される。これによると、道具を使ったスポーツにおいては、サッカー、バスケットボール、ドッヂボール、一輪車、バドミントン、フリスビーの利用が多い。校庭開放は親子連れ又は少人数グループでの来校が

多いため、少人数で行えるスポーツが選択される傾向がある。

3. 予算及び執行状況

科目	予算現額	決算額	備考
報償費	2,868,000円	2, 356, 900	指導員謝礼
		円	
一般需用費	1 667 000 ⊞	1, 552, 906	遊具・救急薬品購入費
一	1,667,000円	円	一輪車修理代
无 到弗	22. 000 III	οШ	校庭開放用倉庫が壊れた際の除去
委託費	22,000円	0 円	費用
工事請負費	29,000円	0 円	窓ガラス補修代

第5項 スポーツ開放

1. 概要

スポーツ開放は、地域住民の余暇の善用と体力作りを図るため、区立学校の体育館を開放しスポーツ活動の場を提供することを目的として学校施設を利用する(大田区学校体育館スポーツ開放実施要綱)。大田区教育委員会は、予算の定める範囲内で学校長と協議して、開放校を指定し、開放校の学校長は、学校教育に支障のない範囲内で体育館等を開放するとしている。原則として日曜日の午前9時から午後4時30分の時間帯において3時間程度を開放するものとする。この開放で実施するスポーツ種目は、愛好者が多く、かつ危険の少ないものとしており、種目については各学校の運営委員会で決定している。

スポーツ開放を利用できる者は、原則として小学生以上の大田区在住又は在 勤者とする。開放日当日、受付において必要事項を届出る。

スポーツ開放開催時は、利用者の安全、スポーツ活動の円滑化及び開放施設等の管理を行うため、管理員を置くこととしている。教育委員会は、開放校の学校体育館スポーツ開放運営委員会の推薦により、次の各号に掲げる要件を備えた者を管理員として委託する。

- ① 満18歳以上の者
- ② 体育・スポーツ活動の実践に熱意を有する

管理員は、利用状況について、「大田区学校体育館スポーツ開放日誌」に必要 事項を記入の上、速やかに教育委員会に報告する。また、事故が発生した場合、 直ちに応急処置をとるとともに、すみやかに教育委員会に報告することも職務 となっている。

管理員は、開催校の運営委員会によって選任される。運営委員会は、スポーツ開放を地域社会に身近なものとし、かつ、地域住民による自主的な開放を推進するため、スポーツ開放の運営及び管理業務を教育委員会から委託されている組織のことで、PTA 役員、自治会(町会)役員、青少年対策地区委員会役員、スポーツ推進委員、青少年委員、社会教育関係団体役員及び管理員等により組織された団体である。

2. スポーツ開放の利用実績

スポーツ開放の実施校数は、平成 28 年度は 26 校、平成 29 年度は 26 校、平成 30 年度は 26 校と実施学校に変化はない。

種目については卓球、バドミントン、ミニテニスの3種目のいずれかで、大森 第一小学校のみビーチボールバレーが行われていた。

平成30年10月分の大田区学校体育館スポーツ開放日誌を確認したところ、参加人数については、最高69名、最低2名で平均20名という利用実績であった。

(意見 No. 111)

学校の意向はあるものの、ほとんどの学校の種目が卓球、バドミントン、ミニテニスの3種類のみというのは限定的すぎると考えられる。校庭開放の時に子どもたちに人気がある種目としてはサッカー、バスケットボール、ドッヂボールが挙げられるが、特にバスケットボールはプロスポーツにおいても体育館で行われるものであり、指導員をつけて体育館内で開催すれば参加人数が増えるのではないかと考えられる。子どもがやりたい種目をスポーツ開放で行うことが、子どものスポーツへの意欲をより高めることにつながるのではないかと考えられる。

3. 予算及び執行状況

科目	予算現額	決算額	備考
委託料	6, 157, 000 円	5, 575, 557 円	管理員謝礼、運営諸経費

第6項 近隣自治体の学校施設開放

1. 東京都品川区

品川区は大田区とほぼ同様の制度で、校庭開放、学校施設開放、スポーツ開放 を行っている。

品川区のスポーツ開放は、区立中学校の一部をスポーツの場として種目を指定した上で開放し、スポーツの普及・振興とグループ活動の促進を図ることを目的とし、種目はテニスと少年野球が行われている。

2. 東京都港区

港区はスポーツ・レクリェーション・文化活動を目的とした団体(在勤・在住を問わない)であれば、学校施設を利用することができる。また、教育委員会に登録した港区立学校施設等使用事前届出団体(在住区民で構成。別途登録が必要)は、使用料が免除となる。

また、大田区の校庭開放の制度に相当する「遊び場開放」の制度があり、港区の児童や幼児の身近で安全な遊び場として区立小学校の校庭及び体育館を開放し、交通事故やその他の危険から子どもを守るとともに、子どもたちの健全育成を図ることを目的としている。

なお、大田区のスポーツ開放のように管理員を置いて特定の種目を行うような形はとっていない。

3. 東京都世田谷区

世田谷区は区立小・中学校の体育館、格技室、テニスコート、校庭、屋外プール(夏季)を一般に開放している。予約は他の公共施設と同様に公共施設利用案内システム「けやきネット」を用いて行われ、次の「けやきネット」の登録要件を満たす必要がある。

- 構成員が5人以上であること
- ・ 構成員の半数以上が世田谷区内在住者か在勤者か在学者であること
- ・ 施設使用についての責任及び区民施設使用料、施設利用料金の支払い義務 を負える18歳以上の者を代表者とすること
- 原則として世田谷区内在住の者を代表者とすること

また、大田区の校庭開放の制度に相当する「遊び場開放」の制度があり、土曜日、日曜日、祝日、学校休業日等に区立小学校の校庭を子どもたちの安全な「遊び場」として開放している。

なお、大田区のスポーツ開放のように管理員を置いて特定の種目を行うような形はとっていない。

第7項 プール開放

1. 大田区のプール開放

大田区では平成13年度まではプール開放を行っていた。

中止した理由としては、利用者が少なくなってきたことと、監視員の確保が困難になったということである。プールの水位についても、子ども用の水位のため、大人が泳ぎにくいことが、参加者が徐々に減少していった原因の1つではないかと考えられる。

また、夏休み中にも水泳指導や部活動が実施されており、一般向けにプールを 開放する時間を確保できないというのも理由の1つとなっている。

「大田区スポーツ推進計画(改定版)」の中ではプール開放については特に触れられていない。

2. プール開放における問題について

毎日新聞が令和元年7月30日に報じたところによると、夏休みの小学校のプール開放が監視員不足で姿を消しつつあるとのことである。記事によると、共働きの家庭が増える等保護者の協力が得られなくなったのに加え、警備業者の慢性的な人手不足も影響し、さらには近年の猛暑による熱中症の危険性も開放中止の動きにつながっているとのことである。

福岡市立小学校では、平成30年に「福岡市立小学校等プール開放事業の中止について」の文書を出した。当文書によると、夏季休業期間中に小学校及び特別支援学校において実施している「プール開放事業」については、猛暑による熱中症予防等、児童・生徒の安全を最優先に考え中止したとのことだった。しかしながら、前出の毎日新聞の報道によると、実際には監視員を頼める大学生を確保できず、保護者にも声をかけたが集まらずに断念したとのことだった。

また、福井県福井市は小学校プールの開放について、市は監視員を雇わず、保 護者ら子どもの安全面に責任を持てる引率者が同伴する場合に限って利用を認 める方針とした。平成30年度は財政難のためプール開放中止を検討したが、PTA や子ども会育成会等協力を申し出た住民有志を監視員として市が雇う形で開放したものの、監視員の担い手不足等で50校中10校が開放できなかった。また、住民や児童館職員が監視していたプールで、女児が溺れて一時意識不明になる事故も起きた。これを受け、福井市教育委員会は全50校での開放を前提に市PTA連合会等と協議し、プールの設備や水質の管理、利用者の受け付けを担う管理人を市が各校1人ずつ雇ってプールを開放し、子どもの監視と見守りは引率者に担ってもらう形を試行する方針でプール開放を行うこととした。

このように、生活環境が共働きに変化したことや、プール事故発生による責任の重さ等により、監視員のなり手不足が全国的に問題となっている。

また、近年の夏の気温上昇により熱中症リスクが増加している問題もある。日本水泳連盟が作成している「水泳指導教本」によると、屋外プールでの競技について、プールの水温と気温の合計が 65℃以上であれば、競技を行う環境としては「不適(日射病や熱射病に注意)」とされている。しかしながら、近年の猛暑の影響で気温が 35℃以上となる猛暑日が増加し、それに伴い屋外プールの水温も高くなることが多くなって、プールの水温と気温の合計が 65℃以上となるため中止せざるを得ないケースが増加している。

3. 大田区の学校プールの現状

大田区では、小学校 59 校すべてに屋外プールを設置している。屋内プールを 設置している学校はない。

総務省が発表している「新地方公会計制度実務研究会報告書」によると、プールの基本耐用年数は30年であるが、大田区内の小学校のプールは全体の半数以上が築30年以上となっている。

(意見 No. 112)

大田区内の学校プールの築年数を考えると、改築を検討する時期に入っているが、改築案には通年での一般開放を考慮した屋内プールの案も検討すべきであると考えられる。授業利用がない時間や土日祝日等学校が休みの日に地域住民が利用できるような仕組みを近隣自治体の活用例を参考としながら作り上げるべきと考えられる。

なお、この問題については、今後「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に沿って、公園水泳場等の他の施設での代替可能性や区の財政状態等を 勘案した上で検討されなければならないものと考える。

4. 他地域のプール開放

(1) 東京都品川区

品川区では令和元年度に以下の要領でプール開放を行った。

日時:7月20日(土)、21日(日)、27日(土)、28日(日)

8月3日(土)4日(日)

土曜日:13:30~15:30、日曜日:10:00~12:00、13:30~15:30 ただし、選挙のため、7月21日(日)は富士見台中学校のみ開催

場所:台場小学校、第四日野小学校、源氏前小学校、鈴ヶ森小学校、

第二延山小学校、富士見台中学校

料金:無料

- ・ 雨天時・光化学スモッグ注意報発令時・雷発生時は開放中止
- ・ 利用時間には着替えの時間も含まれる
- ・ 対象は、区内在住・在勤・在学の、満4歳以上の方
- ・ 小学3年生以下は、15歳以上の者によるプール内への付き添いが必要 (付き添い1人につき子ども2人まで)
- ・ 付き添いの方も含め、水着と水泳帽(プールキャップ)は必ず着用すること
- ・ 初回利用時、受付簿に名前・性別・年齢・連絡先・住所の記入が必要 (個人情報は厳重に管理し、緊急時の連絡以外に使用しないことを明示)

なお、品川区の区立プールは当該プール以外に温水プール6カ所(うち学校附設4カ所)、屋外プール1カ所が設置されている。

(2) 東京都港区

港区では、学校プールのうち、屋内温水プールを通年で開放している。また、赤羽小学校は夏季限定で屋外プールを一般開放している。

- ① 屋内温水プールの通年開放
- 対象校:港南小学校、本村小学校、赤坂小学校、御成門中学校、高松中学校、高陵中学校、港陽中学校
- ・ 対象者:港区在住・在勤者で個人登録証を保有の者。ただし、中学生以下 は不要。
- ・ 利用料金:大人 500 円、小学生・中学生・高校生 120 円、区内在住の 65 歳以上の者、区内在住の障害者、3歳以上の未就学児童は無料
- ・ 利用時間:2時間制。平日は学校により営業日が異なるが、午後5時から8時まで又は午後6時30分から8時30分まで。土日及び利用日が祝日と

重なるときは、午前 10 時から正午まで、午後 1 時から 3 時まで、午後 3 時 30 分から 5 時 30 分まで、午後 6 時から 8 時まで。

- ② 赤羽小学校プールの夏季一般開放
- 期間:令和元年度は8月26日~29日
- ・ 対象者:原則、区内在住の小・中学生とその保護者。小学生以上は付き添い不要。
- ・ 利用者は、名前・住所・電話番号を受付で記入。

(3) 東京都世田谷区

世田谷区では、学校プールのうち、屋内温水プールを通年で開放している。

- · 対象校:太子堂中学校、玉川中学校、烏山中学校、梅丘中学校
- ・利用料金:大人 1 時間 240 円、2 時間 480 円、超過 30 分ごと 120 円、小中学生 1 時間 80 円、2 時間 150 円、超過 30 分ごと 40 円、高齢者 (65 歳以上) 1 時間 80 円、2 時間 150 円、超過 30 分ごと 40 円、障害のある方(大人) 1 時間 80 円、2 時間 150 円、超過 30 分ごと 40 円、幼児、障害のある方(小学生・中学生) 無料、障害のある方の介護者(2 名まで) 無料、団体 2 時間 5,760 円
- ・利用時間:午前9時から午後9時。ただし、時期、曜日により利用できる時間が異なる。

第10節 公園の健康遊具・器具の設置

第1項 健康遊具・器具の設置の推進

大田区では、子ども向けの遊具だけではなく、大人を利用対象とした健康や体力増進等健康運動を目的に健康遊具を設置する公園が増加している。これは近年の区民のニーズを汲んだ上で設置されているものである。

「大田区スポーツ推進計画(改定版)」の中では、スポーツ環境の整備として健康遊具・器具を公園内に設置する整備を推進しており、平成29年4月の時点で、大田区全体で47か所となっている。今後も新スポーツ健康ゾーンやオープンスペース等に設置し、身近なスポーツ環境の整備の1つとして取組を続けていく。

健康遊具が設置されている公園のうち、5つの公園については健康遊具を活用 した「いきいき公園体操」を行っている。

(意見 No. 113)

「大田区スポーツ推進計画(改定版)」の中では、スポーツ環境の整備として健康遊具・器具を公園内に設置する整備を推進する等、ハード面での整備については触れられているものの、区民に対して健康遊具・器具を活用することによりスポーツへの興味を持たせるようなソフト面での整備については特に触れられていない。

健康遊具や健康情報を分かりやすく発信する案内標識や情報ボードの設置は 重要であるが、これを設置するだけで区民が積極的に活用してくれるかという と、そうではないと考えられる。例えば、町会行事で子供から大人まで参加でき る健康遊具を用いた講習会を開いてみる等、本格的なスポーツ教室の一歩手前 的な地域主導の講習会を開催することによって、スポーツ参加人口のすそ野を 広げることになると考える。

第2項 いきいき公園体操

1. 概要

いきいき公園体操は大田区福祉部高齢福祉課が担当となり平成21年度より行われている。

おおた未来プラン 10年(10か年基本計画、前期)の「元気高齢者の活動、交流

の場の確保・介護予防の促進・魅力ある公園のリニューアル」に基づき高齢者の体力維持(健康寿命を延ばす)を目的に、公園に健康遊具を設置し、遊具を活用した公園体操の開催を支援することで、高齢者の運動の習慣化を目的とした事業である。

2. 実施内容

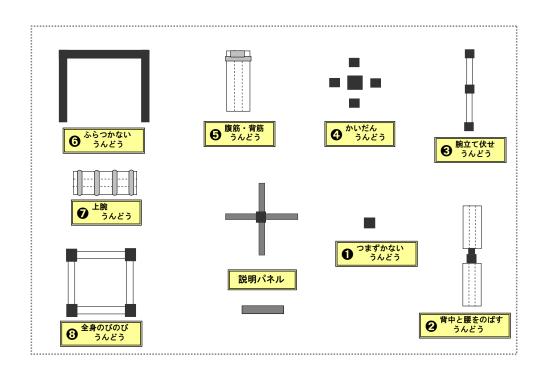
現在開催されているのは以下の公園である。

公園名	開催日時等
萩中公園	第2・4木曜日 午前10時から 雨天中止
ふくし公園	第2・4木曜日 午後2時から
	第2木曜日雨天嶺町特別出張所 第4木曜日雨天中止
矢口二丁目公園	第1・3金曜日 午前10時から 雨天中止
本門寺公園	第1・3金曜日 午後2時から
	第1金曜日雨天中止 第3金曜日雨天池上会館
新井宿児童公園	第2・4月曜日 午後2時から 雨天中止

上記公園では8つの健康遊具(新井宿児童公園のみ4つ)があり、主に4つを使った運動を行っている。また、健康遊具の説明パネルは上記5公園のすべてに設置されている。

いきいき公園体操では公益財団法人体力つくり指導協会が提唱する高齢者に特化した「つまずかないうんどう」、「かいだんうんどう」、「ふらつかないうんどう」、「全身のびのびうんどう」の4つの遊具を使用して行われている。左記の遊具を使用する前後に準備運動として「おはよううんどう」と終わりに整理運動として「ありがとううんどう」を行ってちょうど1時間程度になるよう実施されている。

例として、本門寺公園に設置されている健康遊具は以下のものがある。



令和元年 12 月 26 日 (木) にいきいき公園体操の実施状況について萩中公園 にて現地視察を行った。当日は指導員 13 名、参加人数は 40 名であった。

プログラムとしては、冒頭に全員でおはよう運動を行い、その後、全員で「① つまずかないうんどう」を行った後、各遊具に散らばり指導員の指導を受けながら健康遊具を用いた運動を行い、最後に整理体操となる「ありがとううんどう」を行い約1時間で終了となる。

(準備運動) おはよううんどう

運動を始める前の準備運動(朝起きた時に行う運動)。



①つまずかないうんどう

足の疲れがとれ、足首が柔らかくなり、つまずきにくくなる効果がある。ふくらはぎがはったらそのままの姿勢で止めて息を止めずにゆっくり 10 をかぞえる。



④かいだんうんどう

自分に合った高さの台を選び両足を乗せ、次に片足を横にはずす。息を止めずに、支えている足をできるだけゆっくり曲げ、別の足が地面につくまでおこなう。



⑥ ふらつかないうんどう

胸をはり、お腹をへこませ、背中を意識し呼吸をしながらできるだけゆっくり歩く。



⑧全身のびのびうんどう

自分に合った高さを選び全身を気持ちよく伸ばす。息をはきながら腰を中心 に上半身をゆっくり大きくまわす。



(整理運動) ありがとううんどう

運動の終わりにする整理運動(1日の終わりに行う運動)。



(意見 No. 114)

当いきいき公園体操においては、8つの健康遊具のうち4つを用いて行われるが、他の4つの健康遊具に関しては利用頻度が劣るのではないかと思われる。

いきいき公園体操で使われない健康遊具は、②背中と腰をのばすうんどう、③ 腕立て伏せうんどう、⑤腹筋・背筋うんどう、⑦上腕うんどうの4つである。これらの遊具は高齢者が用いるのは体力的に少し難しい。そのため、これらの遊具を活用してもらう啓発活動については高齢福祉課ではなくスポーツ推進課が行った方が良いと考えられるが、現在のところ、いきいき公園体操のような使い方を教えるような講習会のようなものは開催されていない状況である。

8個フルセットで設置している以上、高齢者以外にも様々な世代に活用してもらうため、健康遊具の活用について高齢福祉課のみならずスポーツ推進課も加わって区民に効果的に活用してもらうための対策を講じることが必要であると考えられる。

3. 指導員

指導員は地域住民の中から選定し、指導員養成講座を受講している者が行っている。

令和元年10月1日現在、指導員は50人いる。おおよそ、1人の指導員で3人をサポートするのが望ましいが、会場によっては参加人数が多くそれ以上の人数を1人でサポートすることも出てきている。指導員養成講座は平成29年度に開催されていたのが最後となっている。新井宿児童公園では平成30年度にスキルアップ講座を開催している。

4. 直近3か年の実績

年間参加者数及び年間実施回数(カッコ書き)は以下の通りである。

	本門寺	矢口	ふくし	萩中	新井宿	合計
平成 28 年度	915 (24)	740 (22)	247 (20)	893 (17)	236 (9)	3,031人
平成 29 年度	773 (21)	641 (19)	259 (21)	865 (17)	176 (11)	2,714人
平成 30 年度	505 (17)	436 (15)	176 (19)	923 (20)	218 (16)	2, 258 人

平成30年度と直近の指導員数を考慮すると以下のようになる。

	人数	回数	指導員数(人)	指導員1人当たり の参加人数(人)
本門寺	505	17	8	3. 71
矢口	436	15	13	2. 24
ふくし	176	19	6	1. 54
萩中	923	20	15	3. 08
新井宿	218	16	8	1.70

[※] 指導員数は令和元年10月1日現在の人数である。

(意見 No. 115)

高齢福祉課のヒアリングでは、指導員1人当たり、おおよそ3人に1人当たりをサポートできるのが望ましいという話だったが、本門寺公園及び萩中公園の指導員1人当たりの参加人数は3人を超えている。それにもかかわらず新規の指導員を全く養成していないのは望ましい状況とは思えない。確かに年々参

加人数は減少しているものの、かなりまとまった人数の参加者数があり、地域住民のニーズが低下しているとは考えられない。また、年代的にも会社を退職してこれから地域活動を行ってみようと考えている人の人数がある程度いることを考えると、指導員候補は一定数出てくる可能性があり、その人に対して門戸を閉ざすべきではないと考えられることから、新規の指導員を養成することを考えるべきである。

5. 健康遊具の老朽化による交換について

(1) 概要

遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 によると、遊具の標準使用期間は適切に維持管理される条件下において、構造部材が鉄製の場合には15年、木製の場合には10年を目安として設定し、その他の素材については、その特性等を考慮して標準使用期間を設定するという記述がある。健康遊具についても当該規準に則した製品を設置しており、使用可能年数を過ぎたものについては交換を検討することとなる。

平成30年度においては、本門寺公園において、①つまづかないうんどう、⑥ ふらつかないうんどうの健康遊具が老朽化により交換されている。

(2) 契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額(円)
	公園施設修繕工事(本門寺公		
平成 30 年 7 月 17 日	園:ふらつかないうんどう設	有限会社長久保工務店	1, 296, 000
	置工事)		
平成 30 年 8 月 27 日	公園施設修繕工事(本門寺公	有限会社長久保工務店	611, 280
十八 50 十 6 月 21 日	園:健康遊具設置工事)	1 伊欧云红文《体工伤后	011, 200

(3) 契約の方法及び経緯等

(契約)

少額随意契約

大田区契約事務規則 別表 2 随意契約 (第 41 条関係) によると、工事又は製造の請負については 130 万円以下の金額において随意契約をすることができる。 本件は当該金額以下の金額であるため随意契約となっている。

(支払)

① 公園施設修繕工事(本門寺公園:ふらつかないうんどう設置工事)

「請書兼請求書」平成30年7月17日、請求金額1,296,000円(税込)。

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」 決裁日平成30年7月17日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成30年8月 23日とある。「支払希望日」平成30年8月23日となっており、「平成30年9月 4日執行済印大田区役所」の印がある。

② 公園施設修繕工事(本門寺公園:健康遊具設置工事)

「請書兼請求書」平成30年8月27日、請求金額611,280円(税込)。

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」 決裁日平成30年8月27日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成30年9月 14日とある。「支払希望日」平成30年9月14日となっており、「平成30年10 月1日執行済大田区役所」の印がある。

(4) 結果及び意見

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はなかった。

第3項 任意設置された健康遊具について

1. 概要

第 2 項で述べたいきいき公園体操事業のため以外でも、地域住民の要望等により健康遊具の設置を行うことがある。

平成30年度ではみなさん児童公園と森ヶ崎公園に健康遊具が新規に設置されている。

2. みなさん児童公園の健康遊具について

(1) 契約金額等

契約締結年月日 件名	光 女	契約金額	
关於 施	件名 	業者名	(健康遊具相当額)
亚出 20 年 0 日 10 日	仮称南六郷三丁目第二児童	**	78, 840, 000
平成 30 年 9 月 10 日	公園造成工事	株式会社成樹苑 	(1, 741, 522)

(2) 内容等

みなさん児童公園は、大田区立六郷保育園、大田区立六郷図書館の建て替え工事に伴い、平成30年度に公園の位置を変更し、平成31年4月1日に開園した公園である。面積は970㎡と区内では比較的面積の小さい公園となっている。

設置されている健康遊具は、1つの器具で次の8種類の運動を行うことができるものである。

- ① 背のばし(背中のストレッチ)
 - 背もたれに背中をつけ、カーブに沿ってゆっくりと寄りかかる。左右の バーを握り起き上がる。これを数回繰り返す。
- ② パラレルバー (腕や肩、腹筋の強化) バーを両手で握り、身体を持ち上げる。つま先をそろえゆっくりと持ち 上げる。これを数回繰り返す。
- ③ あしのばし(体のストレッチ) 支柱をつかみバランスを取り、ステップに足を乗せる。かかとを浮かせないようにゆっくり上体の体重をかけていく。これを左右交互に行う。
- ④ 肩まわし(肩のストレッチ) 左右の手でパイプを握り、ゆっくりと腕を上げたり下げたりする。次に 左右交互に上げ下げを行い、これを数回繰り返す。
- ⑤ のぼりおり(歩行運動) 両手で左右の手摺をしっかりと握る。ゆっくりと一歩ずつのぼりおりする。これを数回繰り返す。
- ⑥ 前屈パネル(上半身の柔軟) デッキの上に立ち、手のひらをパネルの上に当てる。膝を伸ばした状態 でゆっくりと上体を曲げていく。数字を確認し、これを数回繰り返す。
- ⑦ わき腹伸ばし(わき腹のストレッチ) 足を開いた状態でグリップを握り、わき腹をゆっくりと伸ばしていく。 左右交互に行う。
- ⑧ レッグパネル (下半身の筋力強化) バーを両手で握り、片足を 1、2、3 の順に当てていく。次に反対の足も 行う。

設置されている遊具は次のものを満たしている。

「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」の適合製品である。

一般社団法人日本公園施設業協会による SP 表示認定企業の製造品となっている。

一般社団法人日本公園施設業協会による公園施設団体賠償責任保険制度の加入品とする。

令和元年 12 月 14 日 (土) に当該健康遊具の設置状況について、みなさん公園 へ現地視察を行った。





当該健康遊具は公園の最も奥に設置されており、子どもが遊ぶエリアとは離れたところに設置してあった。使用方法の表示が健康遊具に直接掲示されており、初めて使う人でも使用方法が分かるようになっている。

(3) 契約の方法及び経緯等

(契約)

一般競争入札

希望申請を受け付けた業者は3者あった。「入札見積経過調書」によれば、株式会社成樹苑、株式会社錦花園、大森興産株式会社の3者が入札に参加した。予定価格は73,000,000円に設定されていた。

1 回目の入札では、株式会社成樹苑が 78,400,000 円、株式会社錦花園が 81,816,000 円、大森興産株式会社が 85,470,000 円をそれぞれ提示したものの不落となった。

2 回目の入札では、株式会社成樹苑が 74,000,000 円、株式会社錦花園が 77,000,000 円それぞれ提示し、大森興産株式会社は辞退した。2 回目の入札でも 不落となり、株式会社成樹苑が不落随意契約として 78,840,000 円で契約した。

「工事請負契約書」(平成30年10月18日)には、「工事件名:仮称南六郷三丁目第二児童公園造成工事」、「工事場所:大田区南六郷三丁目10番1号」、「期限:自 平成30年10月19日 至 平成31年3月15日」、「契約単価:¥78,840,000」、「支払条件:前払金¥31,500,000」とあり、本契約を株式会社成樹苑と結んでいる。

(支払)

「工事しゅん工届」平成31年3月15日、建設工事課の担当印あり。

「請求書」平成31年4月8日、請求金額78,840,000円(税込)

「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」決裁日平成29年12月18日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成31年4月8日とある。「支払希望日」平成31年4月19日となっており、「平成31年4月19日執行済大田区役所」の印がある。

(4) 結果及び意見

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はなかった。

3. 森ケ崎公園の健康遊具について

(1) 契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額(円) (健康遊具分のみ)
平成 30 年 11 月 16 日	森ケ崎公園改良工事その2 (駐車場等)	長久保造園土木株式会社	1, 306, 553

(2) 内容等

森ケ崎公園は新スポーツ健康ゾーンとして改良工事を行った。その一環として、新たに3種類の大人を対象とした健康遊具の設置を行った。

① ストレッチベンチ

腕や肩周辺の筋肉のストレッチを目的としたもので、ガイドバーに手を 添えて体を上下に移動させて利用する。

「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014(別編1)」の適合製品である。

- 一般社団法人日本公園施設業協会による SP、又は SPL 表示認定企業の製造品となっている。
- 一般社団法人日本公園施設業協会による公園施設団体賠償責任保険制度の加入品となっている。

② 背伸ばしベンチ

背、肩の柔軟性アップを目的としたもので、ベンチの背もたれを使って 背中を大きく反らし、上半身をくまなくストレッチできる遊具である。

「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014(別編1)」の適合製品である。

- 一般社団法人日本公園施設業協会による SP、又は SPL 表示認定企業の製造品となっている。
- 一般社団法人日本公園施設業協会による公園施設団体賠償責任保険制度の加入品となっている。

③ 腹筋ベンチ

以下の3種類の運動を行うことができる。

ア. バーに足を掛けて腹筋運動を行う。膝を曲げて手を胸に置いて腹筋を

すると腰を痛めにくく効果的に腹筋のトレーニングを行える。

- イ. バーを握って腕立て伏せを行う。回数を重ねることで腕の筋肉を鍛えることができる。
- ウ. バーに足を掛けて背筋運動を行う。手を腰のあたりでつないで上体を 繰り返し起こして背筋を鍛えることができる。

「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014(別編1)」の適合製品である。

- 一般社団法人日本公園施設業協会による SP、又は SPL 表示認定企業の製造品となっている。
- 一般社団法人日本公園施設業協会による公園施設団体賠償責任保険制度 の加入品となっている。

(意見 No. 116)

健康遊具は、ストレッチ運動を目的としたもの以外に、筋力トレーニングを目的としたもの、バランス感覚を養うことを目的としたもの等、多様な種類があるが、森ケ崎公園に設置してある健康遊具は、いずれもベンチ型の健康遊具となっている。

区によれば、森ケ崎公園の健康遊具の種類については、大森東地区地域力推進会議にて、気軽に座れるよう、ベンチと兼用可能なベンチタイプの健康遊具を要望されたことに基づいて選定されているとのことである。

しかしながら、現状のように 3 種類の健康遊具とも同じストレッチ運動を目的としたものが設置されている状態は、トレーニングを目的に健康遊具を活用したい利用者にとっては物足りないものとなってしまうことも危惧される。

新スポーツ健康ゾーンと謳っていることを考慮すると、多様なスポーツニーズに応えられるような種類の健康遊具を設置することも期待され、そのような期待にも対応することにより、より魅力ある公園として「大田区スポーツ推進計画(改定版)」における基本目標2の設定目標値である「区民の『新スポーツ健康ゾーン』認知率100%を目指す」に貢献できるようになるものと考えられるため、当該計画の推進施策の推進の中で検討されることが望まれる。

(意見 No. 117)

設置されている健康遊具について、使用方法については、遊具にシールが貼付してあったものの、シールが小さく存在するのを見落とす可能性がある。また、文字が小さく、高齢者が読み取るのは困難ではないかと思われる。

また、このシールには QR コードが付されており、読み込むと写真付きの使用

方法や使用上の注意等を確認することができるとのことだが、総務省が発表した平成30年通信利用動向調査によると、スマートフォンを通じてのインターネットの利用率が70歳代では19.7%、80歳以上では4.6%を考えると、わざわざQRコードを読み込んで使用方法を調べる可能性は低いのではないだろうか。

設置を要望した大森東地区地域力推進会議のメンバーがおおよそ 70 歳以上であることを鑑みると、設置を要望した人たちが QR コードを読み取って写真付きの使用方法や使用上の注意等を確認する可能性は低いと考えられる。

使用方法を看板等で表示した方が、設置を要望した人たちに利用方法が伝わるのではないかと考えられるため、看板等の設置の検討が望まれる。

(3) 契約の方法及び経緯等

(契約)

一般競争入札

希望申請を受け付けた業者は 12 者あったものの、「入札見積経過調書」によれば、長久保造園土木株式会社、藤東造園建設株式会社、株式会社高井造園、大森興産株式会社の4者が入札に参加した。予定価格は83,766,960円に設定されていた。

1回目の入札で長久保造園土木株式会社が 73,190,000 円、藤東造園建設株式会社が 78,086,620 円、株式会社高井造園が 80,317,870 円、大森興産株式会社が 83,300,000 円を提示し、池上建設株式会社が辞退し、長久保造園土木株式会社が落札者となった。当該金額に消費税を加えた 79,045,200 円が実際の契約金額となっている。

「工事請負契約書」(平成30年11月16日)には、「件名:森ケ崎公園改良工事その2(駐車場等)」、「工事場所:大田区大森南五丁目2番先」、「期限:自 平成30年11月19日 至 平成31年3月15日」、「契約金額:¥79,045,200」、「支払条件:前払金¥31,600,000」とあり、本契約を長久保造園土木株式会社と締結している。

その後、工事内容変更により契約金額が増額されている。「工事請負変更契約書」(平成31年2月22日)には、「件名:森ケ崎公園改良工事その2(駐車場等)」、「契約金額:¥3,071,520増額」とあり、本契約を長久保造園土木株式会社と締結している。

(支払)

「検査証」平成31年3月28日、概算完成歩合100%。検査員:経理管財課検査担当印あり。立会人:建設工事課 臨海部基盤整備 担当印あり。

「前払金請求書」平成31年1月7日、請求金額31,600,000円(税込)。これ

に係る「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」決裁日平成30年11月16日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成31年1月17日とある。「支払希望日」平成31年2月1日となっており、「平成31年2月1日執行済印大田区役所」の印がある。

「請求書」平成31年4月8日、請求金額50,516,720円(税込)。これに係る「支出命令書」には所属の係員、係長、課長印があり。「複数科目支出負担行為」 決裁日平成31年2月22日とあり、「複数科目支出命令」起票日平成31年4月 11日とある。「支払希望日」平成31年4月26日となっており、「平成31年4月 26日執行済大田区役所」の印がある。

(4) 結果及び意見

本契約について、契約手続に関しては、特に問題となる事項はなかったが、健康遊具の設置状況について以下の問題点があった。

(意見 No. 118)

令和元年 12 月 14 日 (土) に当該健康遊具の設置状況について森ケ崎公園にて現地視察を行った。その結果、平成 30 年度に設置された健康遊具 3 基のうち、2 基が工事のために一時撤去の状態となっていて使用できない状態となっていた。

以下が現地視察の時の写真である。





現地視察の際に使用 不可能の状態だった もの ②背伸ばしベンチ ④ 腹筋ベン チ

森ケ崎公園の一連の整備工事の内容を勘案すると、今回の森ケ崎公園の改修工事の中で、健康遊具の設置場所が工事の計画により立入禁止となり、健康遊具が利用できないという状態になることを予見することもできたのではないかと考えられてしまう。

いずれにしても、結果として、撤去及び再設置にも作業の工数が発生し、それ に係る金銭の支払いも追加的に発生することとなってしまったため、今後の健 康遊具の設置に当たっては、公園全体の改修工事計画を今まで以上に十分に考 慮して臨むことが必要なものと考える。

第11節 健康ポイント事業

第1項 概要

健康ポイント事業は、平成29年度、平成30年度においては、「国民健康保険データへルス計画に基づく保健事業」の1つとしてのみ位置付けられていた。

対象者は、大田区国民健康保険の被保険者

利用者は、平成 29 年度: 392 人

平成 30 年度: 138 人

担当課は、区民部国保年金課

決算額及び執行率は、下記の通り「国民健康保険データへルス計画に基づく 保健事業」としてまとめて公表されている。

記

平成 29 年度:

国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業

算額 27, 592, 824円	執行率	86. 15%
------------------	-----	---------

主要施策の成果(平成29年度の取り組み内容)

【データヘルス計画の推進】

- ○平成30年度から6年間の保健事業の計画である大田区国民健康保険第2期データへルス 計画を平成30年3月に策定しました。
- ○第3期大田区特定健康診査等実施計画は、平成30年度から6年間の実施計画として、平成30年3月に大田区国民健康保険第2期データへルス計画と一体的に策定しました。
- ○被保険者の健康保持増進と医療費の適正化に向けた特定健康診査の受診率向上対策と して、以下の取り組みを実施しました。
 - ・過去の特定健診データ等分析により受診可能性が高い被保険者への勧奨はがきの発送(13,269人)
 - ・健診結果提出を条件とした人間ドック受診助成(279人)
- ○健康保持増進・疾病予防及び特定健診受診等の生活習慣病予防に取り組む<u>被保険者を対象に健康ポイント事業を実施しました。WEB方式での試行実施で392人の参加があり</u>ました。
- ○生活習慣病(特に糖尿病性腎症)重症化予防のため、6か月にわたる保健指導を18人 (入院中断の1人を含む)に実施しました。また、平成28年度の保健指導対象者13人 に対して電話によるフォローアップを実施しました。
- ○医療機関の重複・頻回受診者及び重複服薬者を対象に、専門職が対象者宅を訪問し、 健康相談を行い、健康増進・疾病の重篤化防止、医療費適正化を図るために、受診行

動適正化指導を行いました。(保健指導20人)

- ○35歳の被保険者を対象に生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として、簡易血液検 査キットを利用した早期介入保健指導を実施しました。(受診者121人)
- ○医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品差額通知の送付数を拡充し、対象期間を2ヶ月から6ヶ月に変更して、延べ24,027人に通知を送付しました。(平成28年度送付数延べ6,915人)

累積削減効果額は1億2,290万円、数量普及率は63.7%となりました。

所管部

区民部

(「平成29年度 主要施策の成果~「おおた未来プラン10年(後期)」に 掲げる主な事業の決算額及び進捗状況~ 平成30年9月大田区」より)

平成 30 年度:

国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業

決算額 28, 206, 863円 執行率 41. 84%

主要施策の成果 (平成30年度の取り組み内容)

【データヘルス計画の推進】

- ○被保険者の健康保持増進と医療費の適正化に向けた特定健康診査の受診率向上対策として、以下の取り組みを実施しました。
 - ・健診未受診で生活習慣病治療中の方に検査データを活用した健診受診票を新規に発送 (10,742人)
 - ・上記の対象者のうち、未受診状態が続く方に勧奨通知を発送(9,501人)
 - ・健診結果提出を条件とした人間ドック受診助成(409人)
- ○健康保持増進・疾病予防及び特定健診受診等の生活習慣病予防に取り組む<u>被保険者を対象に、</u> 記録台紙方式で健康ポイント事業を実施 (応募者 138 人) しました。
- ○生活習慣病(特に糖尿病性腎症)重症化予防のため、6か月に渡る保健指導を9人に実施しました。また、平成29年度以前の保健指導対象者19人に対し、電話によるフォローアップを実施しました。
- ○重複服薬・多剤服薬者を対象に、専門職が対象者宅を訪問して健康相談を行い、健康増進・疾病の重篤化防止、医療費適正化を図るために、受診行動適正化指導を実施 (案内通知発送60人、保健指導16人)しました。
- ○39 歳の被保険者を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として、簡易血液検査キットを利用した早期介入保健指導を実施申込者50人、受診者39人) しました。
- ○医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品差額通知を送付(6回、延べ 24,174 人) しました。 (平成 29年度送付数延べ 24,027人)

累積削減効果額は2億 5,389 万円、数量普及率は 69.6%となりました。

○歯周病と生活習慣病との関係分析・事業化を検討しました。

所管部

区民部

(「平成30年度 主要施策の成果~「おおた未来プラン10年(後期)」に掲げる主な事業の決算額及び進捗状況~ 令和元年9月大田区」より)

平成 31 年度:

参考まで、平成 31 年度からは、「国民健康保険データへルス計画に基づく保健事業」の1事業から、下記の通り「重点事業」(「重点プログラム」)とされ、事業名も、「おおた健康ポイント事業」(「大田区健康ポイント事業」)となった。

対象者は、18歳以上の一般区民に拡大 利用者は、数値目標5万人(平成35年度) 所管部は、健康政策部 担当課は、健康づくり課、スポーツ推進課及び国保年金課の3課 予算は、87,132千円

記

8 おおた健康ポイント事業

18 歳以上の全区民を対象にスマートフォンの歩数計機能を活用した歩数や消費カロリー、健(検)診 受診、健康やスポーツ関連のイベント参加等をポイント化し、インセンティブ^{*}として個々の取り組みの 見える化を図るほか、貯まったポイントに応じて最品が当たる抽選を行います。また、区から随時健康づ くりに有益な情報を発信します。

楽しみながら健康づくり活動を習慣化することで、生活習慣病予防につなげ、区民の健康寿命の延伸を 目指します。

所管部	健康政策部	関連	計画	おおた健康プラン (第三次)	
		年	度	別 計 画	
本事業の取り組み	令和元年度	(2019年度)		令和2年度(2020年度)	
健康づくり活動の継 続のための支援	おおた健康ポイント事業実施		おおた健康ポイント事業		
令和3年度(2021 年度)以降の見通し	健康づくりを核に に向けて、楽しく参			」 も連携し、区民、特に働き盛り世代の 推進していきます。)参加



アプリを使って健康づくり活動をサポート!

※画像はイメージ図です

個別目標1-2 誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります 単位:千円						
施策	事業名	令和元年度(2019)予算	備考			
1-2-1 健康でいきいきと 暮らせるまちをつくります	おおた健康ポイント事業	87, 132				

(「おおた重点プログラム令和元年度~2年度(2019年度~2020年度) 令和元年7月大田区」より)

以下は、「おおた健康プラン第三次(平成31(2019)年度~平成35(2023)年度)」より。

重点事業

事業名	担当課	
大田区健康ポイント事	健康ポイント事業の対象を18 歳以上の一般区民に拡大	健康づくり課
業 (対象者拡大)	し、区民が視覚的に健康づくりへの活動成果を確認でき、	スポーツ推進課
	また、「健康ポイント」を集め、一定のポイントがたまれ	国保年金課
	ば、インセンティブ*と交換できるようにします。	

*インセンティブ・・・ 奨励や刺激、報奨を意味する。また、人や組織に特定の行動を促す誘因のこと。例として、顧客の購買金額に応じてポイントを提供し、商品券等と交換することもインセンティブと表現される。

数值目標

	現状値		目標値		
指標項目	数値	測定年度	数值	測定年度	出所
大田区健康 ポイント利用者数	_	_	50,000人	H35 年度	実績

なお、監査テーマである「大田区スポーツ推進計画(改定版)」(平成30年3 月策定)においては、計画の策定時期との関係もあってか、健康ポイント事業 は、「推進施策」としては明記されていない。

「施策の方向性」の中で、「<u>健康ポイント等</u>のスポーツ参加者インセンティブ(動機付けとなる奨励)」が検討事項とされるに止まっている。

第2項 国の施策との関係

ところで、健康ポイント事業は、疾病の予防・健康づくりの促進による医療費 適正化の推進という国の施策と深く関わっている。健康ポイント事業の意義・目 的を理解するには、国の施策に関する理解が不可欠であるため、以下に紹介する。

1. 関係法令

平成27年5月27日に、<u>「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)」</u>が成立し、同年5月29日に公布された。

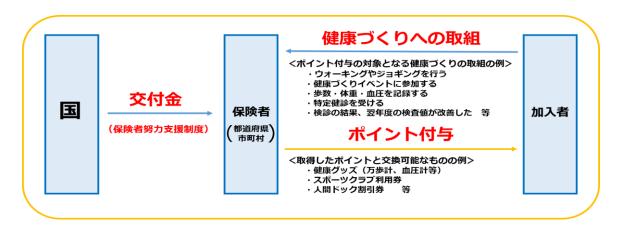
同法により、国民健康保険法の一部が改正され、国民健康保険の保険者である 自治体が行う保健事業に、<u>健康管理や疾病の予防に関し加入者(被保険者)が行</u>った自助努力への支援が、努力義務として追加された。

また、かかる加入者個人の自助努力への支援を含む保健事業等、医療費の適正 化に向けた自治体の取組を評価し、基準を達成した自治体に対して、国から交付 金を交付する制度(「保険者努力支援制度」)が併せて導入された。

(参考) 個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブに関する該当条文

- ◎持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第31号) (抄)
 - ○国民健康保険法の一部改正 ※傍線部分は今回改正により追加した箇所 **第八十二条** 保険者は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外 の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに**健康管理及び疾病の予防 に係る被保険者の自助努力についての支援**その他の被保険者の健康の保持増進のた めに必要な事業を行うように努めなければならない。
 - ※ 本条項はH28年4月1日施行。健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、共済各法等の保健事業の規定においても同様に追加

つまり、「保険者努力支援制度」の創設により、下図の通り国が費用面から自治体をバックアップする形で、自治体が保健事業を推進するためのインセンティブを与えるとともに、自治体が個人が行う疾病予防・健康づくりに向けた取組に応じた健康ポイント等を付与することで個人が自助努力を行うためのインセンティブを与えるという循環によって、疾病の予防・健康づくりの促進による医療費適正化の推進を図ろうとしているのである。



(持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律資料を一部加工)

なお、このような①個人に対する予防・健康づくりへのインセンティブ付与、 ②保険者に対するインセンティブ付与としての国民健康保険制度における「保 険者努力支援制度」は、「日本再興戦略」改訂2015でも、国民の「健康寿命」の 延伸を図るための手法として挙げられている。

近時は、「骨太方針2019」においても、「疾病予防の促進について」の中で、「保険者努力支援制度(国民健康保険)」が挙げられ、「公的保険制度における疾病予防の位置付けを高めるため、保険者努力支援制度(国民健康保険)の抜本的な強化を図る」とされている。

2. 保険者努力支援制度による交付金

(1) 保険者努力支援制度の前倒し分

平成27年5月27日に成立した上記の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)」の施行日は、一部を除き平成30年4月1日であるが、「保険者努力支援制度」については、平成27年6月30日閣議決定で、下記の通り前倒し実施が決まった(「厚生労働省第97回、第104回社会保障審議会医療保険部会資料」より)。

○経済財政運営と改革の基本方針2015 (平成27年6月30日閣議決定) 抄

・保険者については、国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒しで反映する。その取組状況を踏まえ、2018年度(平成30年度)までに保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立、国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映、後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化、医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方など、保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化について制度設計を行う。

実施時期:平成28年度及び平成29年度(前倒し実施分)

対象 : 市町村

規模 : 平成28年度、平成29年度 150億円

(平成29年度は、その後250億円に増額)

(2) 保険者努力支援制度

実施時期:平成30年度以降

対象 : 市町村及び都道府県

(都道府県は、上記「持続可能な医療保険制度を構築するための国民 健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)」によ り、特別区を含む市町村とともに国民健康保険の保険者とされた)

規模 : 700億円~800億円

(その後、都道府県分・市町村分合計1,000億円程度に増額)

3. インセンティブ策の有効性

ところで、上記のような国のインセンティブ付与策については、国→自治体へ 交付金を交付しても、自治体→個人へ健康グッズや割引券等のポイント付与を したとしても、実際に効果があるかは不明で、経済的合理性があるのかという疑 問を禁じ得ない。

そこで、この点に関し、金銭的インセンティブ策を自治体等が実施することに関する6市大規模実証実験の結果を報告・分析した文献(「健康づくり無関心層を含めた行動変容事業としての健康ポイント」2015年10月28日 久野譜也 筑波大学大学院 人間総合科学研究所)を引用の上、インセンティブ策の有効性を検証・確認する。

(1) 健康づくりのための行動変容を起こせるか

1) 従前の健康づくり施策

筆者によると、地域及び職域における第一次予防としての健康づくり施策の効果が不十分であることは、「健康日本21」の評価等からも明らかで、その要因の一つとして、これまでの施策効果が届いているのは、ヘルスリテラシーや健康に関する関心が比較的高い層であり、ヘルスリテラシーが低く、健康づくりに対して関心が低い層(無関心層)へのアプローチが不足していることを指摘している。

そして、この無関心層は約7割をも占めている可能性があり、健康に対する新たな情報収集をほとんど行っていないという特性が明らかにされている(なお、厚生労働省の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の補助事業として実施された、「平成28年度地域におけるインセンティブ情報ネットワークモデル構築事業報告書 平成29年3月㈱つくばウエルネスリサーチ」中でも『健康づくり無関心層が国民の約7割を占め、この層は健康情報を取ろうとしない特性がある。』ことが指摘されている)。

その上で、今後の健康長寿社会の実現に向けて必要な施策は、この無関心層へのアプローチであり、インセンティブ策はそのパッケージに構成される施策の有力候補であるとされている。

2) 魅力あるインセンティブ

もっとも、インセンティブ策を機能させるためには、インセンティブそのものは魅力あるものを用意しなければならない。

成功報酬が低いと、ほとんどインセンティブは効いてこないが、成功報酬が高いと、確定型(入会すれば報酬がもらえる)、努力型(日常の歩数に応じて)、成果型(例:体重3kg減)では、確定型への参加率が高いが、成果は、努力型が他の2群よりより高いという傾向が示された。

3)魅力あるインセンティブー金額

そこで、2014年(平成26年度)に実施した6市(福島県伊達市、栃木県大田原市、千葉県浦安市、新潟県見附市、大阪府高石市、岡山県岡山市)の大規模実証実験では、ポイントの付与は、日常の努力と成果の組み合わせを中核とし、加えて毎回のプログラムへの参加及び健診受診も対象とした。また、1人当たりの年間得られるポイント総額は、事前に約5,000名から行動を起こす金額を調査した結果を踏まえ24,000円相当とした(月額2,000円~4,000円の反応が高かったため、その中で最も低い月額2,000円を基準に年間ポイント総額を24,000円とした)。

ここで重要な点は、インセンティブが低い額(月額500円)及び高い額 (月額1万円)でも反応が悪い点である。インセンティブ額が高すぎると、相当大変なことを行わなければならないという不安が、参加意思を弱めている。

4) 魅力あるインセンティブー貯まったポイントの使い道

加えて、反応が弱かったのは、地元の名産品との交換、及び抽選型等であった。インセンティブの内容を魅力的にすることは、決してその金額だけではなく、もう一つ重要なのは貯まったポイントの使い道である。

6市大規模実証実験では、3つのコースを用意し、参加時に住民が好きなコースを選択できるように設定した。その結果、78%が全国、もしくは地域商品券を選択した。一方、都市部と地方部、若年者と高齢者を比較すると、何れも前者において共通ポイントの選択率がより高い傾向も示された。

5) 大規模実証実験の結果

その結果、6市大規模実証実験では、まず6市いずれも参加者の目標数を達成できた(福島県伊達市:目標数1,000人→実績1,000人、栃木県大田原市:目標数500人→実績525人、千葉県浦安市:目標数500人→実績539人、新潟県見附市:目標数1,000人→実績1,026人、大阪府高石市目標数1,000人→実績1,090人、岡山県岡山市:目標数2,000人→実績3,427人)。

また、実証実験ではなく、通常の事業として27年度より開始した兵庫県 川西市、大阪府阪南市、千葉県白子町、鹿児島県指宿市においても目標数 をクリアできている。いずれの自治体もこれまでの保健事業の5倍から10 倍以上の定員規模で募集したにもかかわらず、目標をクリアした。

6) 無関心層住民らの参加

次に、上記の6市大規模実証実験では、6,485人の分析対象者中76.6%が 生活習慣病の予防に必要な運動量に満たない住民の参加であり、また、そ のうちの39.3%が非常に強い無関心層と分類される住民であることが示 され、インセンティブ策が、無関心層を含めた、これまで健康づくりを開 始していない層を動かす機能を持つことが示された。

参加者の特性としては、60代と70代が多く、女性の参加割合が高い傾向が示された。歩数では、厚労省の推奨歩数(8,000歩以上)を下回っている層が78.3%であった。

なお、健診受診の有無との関係では、約20%が未受診者の参加であった (80%は健診受診者)。このことは、健康ポイントの参加者の大部分は、無 関心層の中でも健診の受診はするものの、具体的な健康づくりを実施・継続できていない層であることが示されている。

さらに、本実験初回参加時に健診受診によりポイントが付くこと、及び健診結果が良い状態及び改善された場合にポイントが付くことを説明した上で、来年度以降の健診受診の有無を聞いたところ、健診未受診者群においても66.1%が受診の意志を示した。このことは、健診受診に対してポイント付与することは、健診受診率の改善に効果的であることも示している。

参加者動機は、1位と2位において健康の保持・増進が1位で、2位がポイントがもらえることであった。この傾向は、無関心層及び関心層も同様な傾向を示した。このことは、無関心層の中でも一定の健康への関心は持っているがこれまではほとんど健康づくりのための具体的な行動に移すことはしようとしていない層が、インセンティブ及び口コミによってきっかけを得たものと考えられる。

7) 事業のICT化や広報の重要性

なお、魅力あるインセンティブ策を大規模かつ効果的に機能させるためには、事業のICT化や広報が重要である。

前者については、参加者に手帳を渡すスタンプ方式でのインセンティブ策を実施している保険者は、事業の運営側が手作業での集計業務にあたるため、大規模な人数の参加が事実上制限されているとし、課題解決のためには、ICTを活用した仕組みで運営することが効果的で、6市大規模実証実験では共通プラットフォームという仕組みのおかげで、少ないスタッフで大規模な参加者の運営が可能になった。

後者については、見附市の例では、定員の15%しか埋まらなかったポイント事業が口コミを誘発させる広報を実施したところ、定員を5倍にしても定員以上の参加者が集まった。実際に参加の決め手となった情報源に関する調査結果は、「口コミ」が42.1%で、2位の市の広報誌を2倍以上引き離して1位であった。ここから、口コミによる拡散と多用な広報媒体を通じた広報活動の実施が重要であることが分かる。

(2) 健康寿命延伸との関係

WHOの報告によると、死亡リスクの4位に「運動不足」が挙げられ、これまでのエビデンスからも、運動不足の解消は、2位の「タバコ」の要因を除いて、他の全要因の改善にもつながることが示されている。

また、さらに今後75歳以上の高齢者が増加する社会が到来するが、これにより

認知症の増大が見込まれ、その予防強化は重要な社会課題であるが、ここでも運動不足が認知症の発症に一定の影響を及ぼすことが示されている。アルツハイマー病リスクは、「身体的不活動」が最も影響が強い。

筆者によれば、健康ポイント付与というインセンティブ策によって、運動不足の解消ができれば、健康寿命延伸も期待できるという。

(3) 医療費適正化との関係

この点につき、筆者は、日常の歩数をレベル別に分類した3群(低:5,000歩未満、中:5,000歩~8,999歩、高:9,000歩以上)と各年代(55歳、60歳、65歳、70歳、75歳)の一人当たり総医療費との関係を示したデータを示し、各年代とも1日当たり歩数が9,000歩以上の群が、より「低い医療費」を示していると分析している。

それゆえ、インセンティブ策は、国民健康保険事業特別会計等の適正化を期待できるとし、適正化を狙う場合は、その目標に応じた世代の設定や参加者数の設定を行う必要があるとも述べている。

第3項 大田区における健康ポイント事業の意義・目的

1. 区の人口・高齢化率等

大田区の人口及び老年人口は年々増加し、平成27年の人口は71.7万人で、うち 老年人口(65歳以上)は16.1万人、高齢化率は22.5%である。

同年比の全国の高齢化率が25.2%、東京都の高齢化率が22.7%なので、大田区の高齢化率は、東京都の高齢化率をほぼ反映したものとなっている(やや下回っている)。もっとも、超高齢者社会といわれる21%を超えている。

65歳健康寿命(65歳の人が何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの年齢を平均的に表したもの)は、要支援1以上の認定を受けるまでの期間でいうと、男性80.6歳(東京都81.0歳)、女性82.3歳(東京都82.5歳)と、東京都の平均をやや下回っている(おおた健康プラン(第三次)より)。

2. 大田区の国民健康保険の状況

大田区の人口約72万人に対し、被保険者数(0~74歳)は約15万7千人(平成29年3月31日現在)で、人口の約22%を占めている。

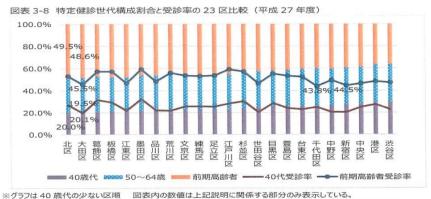
一方、被保険者数及び国保加入率は減少傾向にある。

平成28年度の年間総医療費は、被保険者の減少に伴い、前年度に比し565.8億円と減少している。しかしながら、被保険者一人当たりの年間医療費は年々増え、 平成28年度は346,286円となっている。

年齢別の医療費割合は、60歳以上の医療費が全体の約70%を占めている(大田 区国民健康保険第2期データヘルス計画(平成30(2018)年度~平成35(2023)年 度)より)。

(1) 大田区国民健康保険の特徴

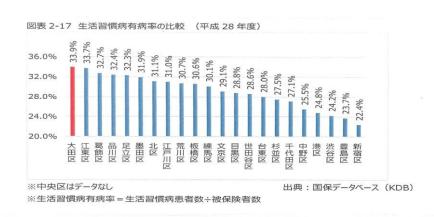
- 1) 大田区は高齢区である。
 - ・特定健康診査世代の構成割合では、大田区は、40歳代が23区中2番目に少ない(北区に次いで2番目)。
 - ・前期高齢者世代は、23区中2番目に多い(北区に次いで2番目)。
- 2) 大田区は特定健康診査の受診率が低い。
 - ・特定健康診査の受診率は、40歳代は23区中最下位である。
 - ・前期高齢者世代は下から3番目となっており、いずれの世代も低い。



出典:国保連 特定健診・保健指導支援システム

3) 生活習慣有病率が高い。

- ・ 平成28年度の生活習慣病の有病率は、23区比較では大田区が33.9%で一番高い。
- 新宿区の有病率22.4%に比べると、10%以上の差がある。
- ・ 高齢化の割合が高い区ほど生活習慣病の有病率が高くなる傾向がある。



なお、ここで生活習慣病の定義を確認しておくと、「健康日本21(第二次)」における生活習慣に起因する疾病は、主として、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患)であるが、「標準的な健診・保健指導プログラム」(厚生労働省)においては、身体活動・食生活・喫煙等に関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、血糖高値、血圧高値、動脈硬化症から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等で、保健指導により発症や重症化を予防でき、保健指導の成果を健診データ等の客観的指標を用いて評価できるものを主な対象としている。

大田区国民健康保険第2期データヘルス計画では、原則、この定義に基づいて分析、対策等を進めていくとされ、国保データベース(KDB)システムにおいては、生活習慣病に、がん、筋・骨格及び精神疾患が含まれるとされている。

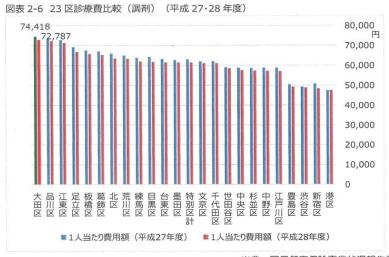
4)1人当たりの医療費が高い。

- ・ 大田区は一人当たりの医療費が医科(入院、入院外)、歯科及び調剤と も23区の中で4番以内に入る等極めて高額となっている。
- ・ 特に1人当たり調剤費は、平成27・28年度とも23区で最も高く、医療機関

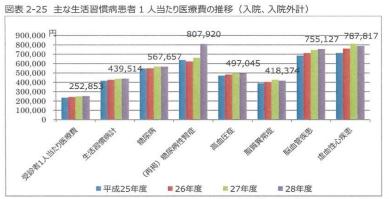
への受診率も高い。

- ・ 生活習慣病患者1人当たりの医療費も、23区で大田区が一番高い。
- ・ 生活習慣病患者1人当たりの医療費は、糖尿病性腎症が一番高い。





出典:国民健康保険事業状況報告書(年報)



出典: 国保連 特定健診・保健指導支援システム

(2) 大田区国民健康保険の特徴のまとめ

大田区国民健康保険(以下、この節において「大田区国保」という)の特徴は、23区で2番目の高齢区であること、40歳代の特定健診受診率が23区中最下位であること、生活習慣病の有病率と生活習慣病患者1人当たりの医療費が23区で1番高いこと、1人当たりの調剤費も23区で1番高いこと、医療機関受診率も高いという、数多くの負の特徴を有している。

3. 大田区における健康ポイント事業の意義

(1) 大田区国保の課題

以上のような大田区国保の現状を踏まえた場合には、被保険者の健康の保持 増進、健康寿命の延伸及び医療費適正化は、国の施策であるとともに、特に大田 区において、喫緊の解決すべき課題であるといえる。

(2) 大田区国保の課題と健康ポイント事業

大田区国保の特徴のうち、まず、40歳代の特定健診受診率が23区中最下位であることは、大田区国保におけるこの世代の被保険者に健康無関心層が多いことを示している。

そうだとすれば、この世代の健康無関心層に受診を促すインセンティブ策が 奏功すれば、受診率アップが実現する可能性がある。

また、生活習慣病の有病率が高い点については、そもそも生活習慣病が、厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」において、「身体活動・食生活・喫煙等に関する<u>不適切な生活習慣が引き金となり、(中略)起こる</u>虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等で、保健指導により発症や重症化を予防でき、保健指導の成果を健診データ等の客観的指標を用いて評価できるもの」と定義されていることから明らかなように、不適切な生活習慣を改善しさえすれば、つまり適切な身体活動と食生活や禁煙等の個人の自助努力があれば、予防効果や改善が期待できる。

したがって、やはり個人の自助努力が奏功すれば、生活習慣病有病率や患者1 人当たりの医療費を減少させる効果が期待できる。

特に、人工透析患者の総医療費は38.7億円、一人当たりの医療費平均は約590万円と高額で、国保財政に重大な影響を与えているが、生活習慣に起因する疾病から人工透析患者になる割合が高いので(71.3%。そのうちのほとんどが糖尿病に起因している)、インセンティブ付与策により、生活習慣の改善が実現すれば、生活習慣病有病率が低下するのみならず、糖尿病から人工透析患者への移行も回避できる可能性が考えられ、その場合の医療費減少効果は極めて高い。

(3) 大田区における健康ポイント事業の意義

大田区における健康ポイント事業は、事業に参加する個人が行う健康づくりのための活動にポイントを付与し、ポイントに応じた金銭的特典を提供することにより、疾病予防や健康管理・健康づくりのインセンティブ(動機付け)とし、自助努力を促すための事業ということができるが、このような健康ポイント事業は、大田区国保にとっての喫緊の課題への対応策として有効である可能性があり、他に有効な対策がない中で、高齢化の進展により今後益々強まる医療費適正化の要請からも、重要かつ意義ある事業といえる。

第4項 平成29年度、平成30年度の健康ポイント事業

1. 概要

冒頭において事業の概要として既述した通り、大田区における健康ポイント事業は、平成29年度、平成30年度においては、国保年金課が担当する「国民健康保険データへルス計画に基づく保健事業」の1つとして、国民健康保険の被保険者のみを対象に実施された。

平成29年度以前の事業実施はない。

平成29年度に新規に保健事業化されたのは、平成27年5月27日成立の<u>「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)</u>により、国民健康保険法の一部が改正され、国民健康保険の保健事業に、健康管理や疾病の予防に関し加入者(被保険者)が行った自助努力への支援が追加されたこと及び「保険者努力支援制度」が導入されたためである。

大田区では、国保における一人当たりの医療費が最も高い水準で推移していることもあり、被保険者の健康増進を図る唯一の保健事業として、健康ポイント事業をモデル事業として実施することにした。

参考までに、他の自治体では、東京都では豊島区、板橋区、昭島市、清瀬市等において、近県では、さいたま市や横浜市等において、例えば、自分の好きな健康プログラムに参加してポイントを貯め地域の店でサービスを受けたり、参加者に活動量計を配布して歩数等のデータを区内の計測スポットやコンビニの端末から送信してもらうとポイントが付与されて貯まったポイントを利用して景品がもらえる等、それぞれ事業名や内容は異なるものの、従前からインセンティブ提供事業が実施されていた。

2. 平成 29 年度

(1) 財源

保険者努力支援制度の平成28年度前倒し実施分

大田区は、平成28年度中に国から通知された保険者努力支援制度の前倒し実 施分としての特別調整交付金の交付基準(平成28年保国発1222第2号)に従い交 付金申請を行い、同年度中に62,594千円の交付を受けた。

ただし、交付金の交付基準は、自治体が行う特定健診・特定保健指導の実施率、 がん検診受診率、糖尿病等の重症化予防の取組や後発医薬品の使用促進に関す る取組の実施状況等、自治体が行う個人へのインセンティブ提供の実施(大田区 の健康ポイント事業等)を含め、各自治体が取り組むべき評価指標を定めた上で、 指標ごとに取組状況に応じた点数を配点し、総得点に自治体の被保険者数を乗 じて算定する仕組みとなっている(下図を参照)。

つまり個人へのインセンティブの提供実施だけが評価指標とはされていない。 また、平成28年度の交付基準では、当該指標については、基準を満たす取組を平 成28年中に実施している保険者を評価するものとしているため、平成28年中に 取組実績がない大田区には、「個人へのインセンティブの提供の実施」指標に基 づく加点はなかった。

保険者努力支援制度(前倒し(平成28年度分))について①

〇考え方について

【評価指標の考え方について】

○ 糖尿病等の重症化予防、後発医薬品の使用促進、特定健診受診率向上、個人へのインセンティブ提供などの医療費適 正化に資する取組の実施状況を項目として設定する。

【評価指標ごとの加点の考え方について】

- 各評価指標ごとに医療費適正化効果、取組の困難さ及び基礎的な体制構築等を総合的に考慮し5~40点を配点する。
- 前倒し分にあっても、一定のインセンティブを付与する観点から150億円の予算とする。

〇評価指標について

保険者共通の指標 指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予 備群の滅少率 ○特定健診受診率・特定保健指導受診率 ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 指標① 収納率向上に関する取組の実施状況 〇保険料(税)収納率 ※過年度分を含む 指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく 受診勧奨等の取組の実施状況 指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況 ○がん検診受診率 ○歯科疾患(病)検診実施状況 ○データヘルス計画の策定状況 指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況 指標(3) 給付の適正化に関する取組の実施状況 ○重症化予防の取組の実施状況 ○医療費通知の取組の実施状況 指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況 ○個人へのインセンティブの提供の実施 ○個人への分かりやすい情報提供の実施 指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況 ○国保の視点からの地域包括ケア推進の取組 指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況 〇重複服薬者に対する取組 指標(5) 第三者求償の取組の実施状況 指標® 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況 ○後発医薬品の促進の取組 ○後発医薬品の使用割合 ○第三者求償の取組状況

(厚生労働省保険局国民健康保険課第29回保険者による健診・保健指導等に関する検 討会資料より)

(2) 予算·執行額

予算:9,370	千円					
(内訳) ①	4,849,200円 (税込み)					
	株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアへの事業委託費					
2	3, 360, 000円					
	区商品券 @1,000×2,500枚					
	入浴券 @430×2,000枚					
3	1, 161, 000円					
	健康ポイント事業参加賞 @430×2,500個×1.08					
執行額:5,5	58, 192円					
(内訳) ①	4,849,200円 (税込み)					
	株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアへの事業委託費					
2	209, 600円					
	区商品券 @1,000×158枚					
	入浴券 @430×120枚					
3	499, 392円 (税込み)					
	健康ポイント事業参加賞 @430×800個×1.08					

(3) 事業目的

大田区国保加入者が行う健康づくりの取組を支援し、健康無関心層の行動変容につなげるため、健康づくり活動にポイントを付与し、特定健診の受診率向上及び加入者の健康増進を図る。

(4) 事業の実施方法・実施結果

参加方法	WEB方式での試行実施。						
	パソコン・スマートフォンで、大田区国保の加入者専用ウェブサイト						
	から申込みを行い、健康づくりの取組を記録・閲覧し、獲得ポイント						
	に応じて抽選で特典を提供する。						
参加者数	定員5,000名						
	→ <u>参加者392人</u>						
実施期間	平成29年6月1日~平成30年3月30日(ウェブサイトの開設期間)						
	申込み期間:平成29年6月1日~同年12月31日						

事業内容	ウェブ上でウォーキングや特定健診受診等の健康づくりの取組を記録
・実施方法	することでポイントを獲得し、1月31日までに獲得したポイントに応
大胆力は	することでがインドを復行し、1月31日よくに獲得したがインドに心 じ、抽選で特典を提供する。
	事後にアンケート調査を実施し、健康づくりの意識向上の有無、行動
	変容につながったか否かを把握する。
インセンテ	区内共通商品券、都内共通入浴券、本事業限定はねぴょんピンバッチ
イブ	を抽選で提供
ポイントの	参加型:特定健診受診等
内容	努力型:毎日の運動(ウォーキング1日8,000歩以上)等
	成果型:禁煙に成功
	※ 詳細は下記を参照
周知方法	国保加入者・特定健診受診対象者に対する個別案内、区報、区ホームペ
	ージ、区の施設や関係先にチラシを設置・配布
ポイント	・ウォーキング1日8,000歩達成が最多で、体重記録、血圧記録の順で
付与実績	多かった。
	・参加型では特定健診受診が多かった。
ポイント	154名(男性60名、女性94名)。
利用実績	ポイント利用者全員に、区内共通商品券ないし都内共通入浴券をピン
	バッジとともに提供。
アンケート	・回答が得られたのは70名~90名程度。
調査の結果	・そのうち男性が49%、女性が43%
	・年齢は60歳~74歳が45%。
	・事業を知ったきっかけは、区報→区のホームページ→チラシの順で
	多かった。
	・健康ポイント事業参加後に改善したことは、体重(35.3%)→運動習
	慣(32.4%)→食生活(18.6%)→検査数値(4.9%)の順で多かった。
	・特定健診受診の有無では72.7%が受診していると回答
	・特定健診を受診した参加者中はじめて受診した者の割合は3.6%
	・来年度の参加の有無については79.2%が参加すると回答
	・自由記載では、登録後定期的にメールなどが入らずその後どうした
	らよいか分からなかった。1日、2日前分の登録をしようとすると
	今日の入力が消えてしまう等システムの使い勝手の悪さを指摘する
	ものが多かった。





※ ポイントの内容

項目	取得ポイント
特定健診	500ポイント
人間ドック受診、職場健診受診	300ポイント
人間ドック・職場健診結果提出、特定保健指導受診、39歳以下基本	200ポイント
健康検査、35歳対象郵送方式簡易血液検査(スマホでドック)、胃	
がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん	
検診、咽頭がん検診、前立腺がん検診、B型・C型肝炎ウィルス検	
診、成人歯科健康診査、眼科(緑内障等)検診	
禁煙に成功	200ポイント
毎日記録(体重・血圧・血糖値のうち1つ以上)	5ポイント
毎日の運動(朝食・ヨガ・ラジオ体操等)	
毎日の運動(ウォーキング歩数8,000歩以上/1日)	10ポイント

3. 平成 30 年度

(1) 財源

保険者努力支援制度の平成29年度前倒し実施分 前年度と同様の交付金申請を行い、平成29度中に134,167千円の交付を受けた。

(2) 予算·執行額

予算:13,209千円

(内訳) 13,209,470円(税込み)

凸版印刷株式会社情報コミュニケーション事業本部への事業委託費

景品購入費用及び商品発送費用は事業委託費に含む

執行額:5,196,696円

(3) 事業目的

前年度と同様

(4) 事業の実施方法・実施結果

参加方法	紙媒体(記録台紙方式)による実施。
	前年度のWEB方式に対しては、参加したいがWEB方式は煩わしいという
	意見や、パソコンやスマートフォンからの入力方法に関する問い合わ
	せが多くあったため、方式を変更。
参加者数	参加予定者 10,000名(台紙枚数は20,000枚)
	→ <u>参加者138人</u>
実施期間	平成30年6月1日~平成31年3月末
	台紙配布期間:平成30年6月1日~同年8月31日(国保年金課窓口)
	平成30年7月10日~31日(特別出張所)
	参加者の取組期間:平成30年6月1日~同年12月31日
	台紙の郵送提出期間:平成31年1月4日~1月18日
事業内容	ウォーキングや特定健診受診等の健康づくりの取組(12月31日までの
·実施方法	取組)を記録台紙に記録し、台紙を事務局へ郵送すると、取組内容に
	よる獲得ポイントに応じて抽選で特典を提供する。事後アンケートの
	実施により健康づくりの意識向上の有無、行動変容に繋がったか否か
	を把握する。
インセンテ	区内共通商品券、都内共通入浴券を提供

ィブ	
ポイントの	前年度の内容を細分化
内容	※詳細は下記を参照
周知方法	特定健診受診対象者に対する個別案内(特定健診受診票一斉発送時及
	び医療機関による特定健診案内時にチラシ等で紹介)、区報、区ホーム
	ページ、区の施設や関係先にチラシを設置・配布
ポイント	各ポイント項目で最も多かったもの:
付与実績	健診ポイント=特定健診受診
	保健指導ポイント=特定保健指導
	禁煙ポイント=禁煙の取組開始
	検診ポイント=大腸検診ポイント
	お薬ポイント=かかりつけ薬局がある
	イベント参加ポイント=健康づくりイベント参加
	国保ポイント=国保の区の広報・ホームページを見た
	運動ポイント=21日以上の月あり
ポイント	137名。ポイント利用者全員に区内共通商品券(117名)、都内共通入浴
利用実績	券(20名)を提供
応募者の属	・年齢は60歳~74歳が65%
性	・そのうち男性が38%、女性が62%
アンケート	・事業を知ったきっかけは、区報→区のホームページ→その他広報物
調査の結果	の順で多かった。
	・健康ポイント事業参加後に改善したことは、運動習慣(55.8%)→食
	生活(31.9%)→体重(21.7%)→検査数値(13.0%)の順で多かった
	(複数回答可)。
	・特定健診受診の有無では、62%が受診していると回答
	・特定健診を受診した参加者中はじめて受診した者の割合は7.2%
	・来年度の参加の有無については97.1%が参加すると回答
	・抽選でもらえる特典は良い、まあ良いが93%



MACHIN	MH	28,99	:580:				
競診ポイント ※いずれか1つ	★特定健康診査受診	40~74歳で6月~12月まで安部した方	500				
	特定健診を12月までに受診すると、当選確率アップ!						
	人間ドック受診助成申請	40~74歳で4月~12月まで助成製作理認申请書を提出	500				
	39歳以下基本健康診査受診	18~39歳で、7月~12月まで受診した方	450				
	総間血液検索キット(スマホdeFoOR)利用	4月~12月まで申込んだ力	300				
	概場保护受診	4月~12月まで職場破跡を受診した方	300				
保健指導ポイント	特定保健指導等	通知が描き、中込むた方	300				
禁煙ポイント	顺煙外來受診	4月~12月まで原復外来を受診した方	200				
系いずれか一つ	原理に取り組み始めた	然理に取り組み始めた万	50				
検診ボイント	各種が人検診 (7項目)	今年度の実施期間に供診も受けた方	50				
※最大9項目	B型・C型肝炎ウイルス検診	40歳以上の未受診者で、6月~12月まで検診を受けた方	50				
	順科 (総内等等) 検診	対象年齢で7月~12月までに検診を受けた方	50				
	その他ドック	変勢的成に申請せずにドックを受診された方	20				
曲科健診ポイント	成人能科健康診查	対象中華で7月~12月まで歯科雑誌を受けた方	50				
お薬ポイント ※南方可	ジェネリック医薬品へ切替	ジェネリック医療品へ切替している方	100				
無國力可	かかりつけ薬局にお薬手帳持参	業間へお菓子帳を持参している方	30				
イベント参加ポイン!	健康づくりイベント参加	健康教室等健康プロに関するイベンドに参加	10				
5K (M)/3 F)	スポーツイベント参加	運動会等スポーツイベントに参加	10				
国保ポイント	保険料口座振替申込	約付書払から口座信替払へ切替申込む。た世帝主	20				
7K (M) Z3 P3	関保に関する区の広報・ホームページを見 と	区広報を見ている方	5				
運動ポイント	ウォーキングなどの運動	ウォーキングなど運動を行っている方 ⇒ 1 日 5 ボイント ★月21日以上取組みできらにボーナスポイント ⇒ひと月30ボイント加算	5				

※ ポイントの内容

ポイントの種別	項目	取得ポイント
健診ポイント	特定健診受診	500ポイント
	人間ドック受診申請助成	
	39歳以下基本健診受診	450ポイント
	簡易血液検査キット(スマホdeドック®)	300ポイント
	職場健診受診	
保健指導ポイント	特定保健指導	300ポイント
	糖尿病性腎症等重症化予防保健指導	
	生活習慣病ハイリスク者への受診勧奨	
	重複・頻回受診者等に対する保健指導	
禁煙ポイント	禁煙外来受診	200ポイント
	禁煙に取組み始めた	50ポイント
検診ポイント	胃がん・肺がん・大腸がん・子宮顕がん・	50ポイント
	乳がん・咽頭がん・前立腺がん・B型・C型	
	肝炎ウィルス・眼科(緑内障等)検診、そ	
	の他ドック	
歯科健診ポイント	成人歯科健診	50ポイント
お薬ポイント	ジェネリック医薬品へ切替	100ポイント

	かかりつけ薬局がある(お薬手帳を持参し	30ポイント
	ている)	
イベント参加ポ	健康づくりイベント参加	10ポイント
イント	スポーツイベント参加	
国保ポイント	保険料口座振替申込	20ポイント
	国保に関する区の広報・ホームページを見	5ポイント
	た	
運動ポイント	ウォーキングなどの運動21日以上の月あり	5ポイント
		(月21日以上で月
		30ポイント加算)

4. まとめ

(1) 分析

- 1) いずれの年度も参加者数は僅かで、目標値に大きく届かなかった。平成29年度の目標値は、「参加者数5,000人」(国保被保険者数の約3%)であったが、実際の参加者数は392人と、1/10にも満たなかった。事後のアンケートに至っては、回答が得られたのは70名~90名とさらに少数であった。平成30年度の目標値は、「参加者数10,000人」(国保被保険者数の約6%)であったが、実際の参加者数は138人と、目標値との乖離が顕著で(目標値の約100分の1)、参加者数は前年度の1/3に過ぎなかった。
- 2) 予算の執行率は、60% (平成29年度) ~40% (平成30年度) で、約1/2が不用額として繰り越された。
- 3) 平成29年度に5万枚印刷したチラシは、区の施設や区内の商店街等関係先に配布し、区のイベントでも配布するも、約2万枚が残ってしまったとのことである。事業委託先の(株)ベネフィットワン・ヘルスケアに1枚¥20のチラシ印刷等費用が支払われていたことからすると、結果的に約40万円の無駄遣いとなってしまっている。参加賞として用意したピンバッチも、獲得したポイントの利用者数が154名と僅かだったため、製造を予定した2,500個を800個に変更しても、646個が残ってしまった。
- 4) 事後のアンケートで、回答者に特定健診受診者が多かったことは(平成29年度:72.7%、平成30年度:62%)、参加者層が元々健康意識の高い個人であったことを窺わせる。特定健診受診率の平成29年度の目標値は、「特

定健診を受診した参加者中はじめて受診した者の割合を30%とする」ことであったが、結果は平成29年度が3.6%で、平成30年度が7.2%であった。

(2) 意見

- 1) これまでの事業について
 - ・本事業は、法に基づく新規の保健事業として実施されたもので、疾病の 予防・健康づくりの促進による医療費適正化という公益目的が明らかな 上、財源も国や都からの交付金で賄うことができるという意味で、事業 を実施すること自体については何の問題もない。
 - 委託業者の選定手続等にも問題はなかった。
 - ・目的達成のための事業の有効性については、アンケート回答者の多くが 特定健診受診者であったことは参加者層が元々健康意識の高い個人で あったことを窺わせ、この結果からは、健康意識の低い無関心層にイン センティブを与えて参加を促すという本事業の狙いが功を奏している とは思えない。もっとも、その一方で、特定健診を受診した参加者中は じめて受診した個人が数パーセントでもいたことや、事業参加後に体 重・運動習慣・検査数値等が改善したと回答した個人が多かったことは、 本事業によって健診受診率のアップ、健康増進の促進効果が認められる ことを示しており、回答者の母数は少ないが、本事業の有効性を確認で きる結果となっており、長期的には医療費適正化に資する可能性が考え られる。
 - ・しかしながら、参加者数の圧倒的な少なさは、費用対効果の点でも、事業の効果検証の点でも、妥当とはいえない結果であった。参加者数の予測を大きく下回ったために、チラシの印刷代が無駄になってしまったという目に見える不経済も生じてしまっている。その原因が、広報不足に尽きることは、担当者も認めるところである(なお、平成29年度の2万枚のチラシの配布残は、配布を怠ったというよりも効果的な配布先や配布方法が不明であったことによるもので、事業を広報すべき対象の設定や広報媒体の選択・具体的な広報の方法等、担当課が広報に関する知見を有していなかったことが大きい。この点は、今後の3課の連携のあり方として後述する)。事業の実施に当たっては、予め事業の周知・広報活動を広く行い、健康無関心層を取り込む工夫と計画性が必要であったと考える。
 - ・もっとも、大田区は、従前よりインセンティブ付与策による健康増進事業を実施していた他の自治体と異なり、保険者努力支援制度の創設及び前倒し実施に合わせる形で、いわば急拵えで新規事業を立ち上げた訳で、

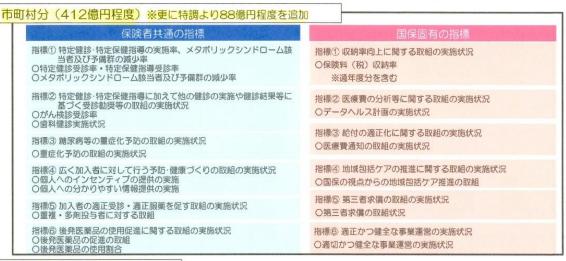
その際、保険者努力支援制度が国保の制度であることから、国保を担当 する国保年金課が交付金申請を行う過程で、モデル事業として、国保加 入者に限定して本事業を急ぎ計画・実施した一連の経過を踏まえると、 周知・広報活動の不備や計画性の欠如を一概に批判することはできない。 対象が全区民でないため広報活動に萎縮効果を生んだであろうし、平成 29年度に事業を実施していれば「個人へのインセンティブ付与の提供実 施」を理由にポイントが加算され、平成29年度分の交付金が増額される という関係にあるため、健康ポイント事業の早期実施こそが重要であっ たともいえる。

2) 今後に向けて

(意見No. 119)

・前提:国民健康保険制度における国の保険者努力支援制度の予算規模は 年々拡大しており、その中で、「個人へのインセンティブ付与の提供実 施」としての健康ポイント事業に対する交付金の交付基準における配点 は、年々大きくなっている。

平成31年度の保険者努力支援制度について(全体像)



都道府県分(500億円程度)

指標①主な市町村指標の都道府県単位評価 ○主な市町村指標の都道府県単位評価

- 特定健診・特定保健指導の実施率
- 糖尿病等の重症化予防の取組状況
- 後発医薬品の使用割合
- 保険料収納率
- ※ 都道府県平均等に基づく評価

指標② 医療費適正化のアウトカム評価 ○都道府県の医療費水準に関する評価

※国保被保険者に係る年齢調整後一人当たり 医療費に着目し、

- ・その水準が低い場合
- ・前年度より一定程度改善した場合

指標(3) 都道府県の取組状況 ○都道府県の取組状況

- ・ 医療費適正化等の主体的な取組状況 (保険者協議会、データ分析、重症化予防 の取組 等)
- 医療提供体制適正化の推進
- 法定外繰入の削減

保険者努力支援制度(市町村分) 各年度配点比較

			党28年度 「倒し分)			党29年度 (倒し分)		平成	230年度		平成	t31年度
		加点	(A)に対して 占める割合		加点	(A) に対して 占める割合		加点	(A)に対して 占める割合		加点	(A)に対して 占める割名
共通①	(1)特定健診受診率	20	6%		35	6%		50	6%		50	5.5%
	(2)特定保健指導実施率	20	6%		35	6%		50	6%		50	5.5%
	(3)メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	20	6%		35	6%		50	6%		50	5.5%
共通②	(1)がん検診受診率	10	3%		20	3%		30	4%		30	3%
	(2)歯周疾患(病)検診	10	3%		15	3%		25	3%		25	2.5%
共通③	重症化予防の取組	40	12%		70	12%	1 . !	100	12%		100	11%
共通④	(1)個人へのインセンティブ提供	20	6%	H	45	8%	1	70	8%	1	70	7.5%
	(2)個人への分かりやすい情報提供	20	6%	4	15	3%	4	25	3%	4	20	2%
共通⑤	重複・多剤投与者に対する取組	10	3%	,	25	4%	,	35	4%	,	50	5.5%
共通⑥	(1)後発医薬品の促進の取組	15	4%		25	4%	1	35	4%		35	4%
	(2)後発医薬品の使用割合	15	4%		30	5%		40	5%		100	11%
固有①	収納率向上	40	12%		70	12%		100	12%		100	11%
固有②	データヘルス計画の取組	10	3%		30	5%		40	5%		50	5.5%
固有③	医療費通知の取組	10	3%		15	3%		25	3%	1	25	2.5%
固有④	地域包括ケアの推進	5	1%		15	3%		25	3%	1	25	2.5%
固有⑤	第三者求償の取組	10	3%		30	5%	1	40	5%		40	4.5%
固有⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況						1	50	6%	1	60	6.5%
	体制構築加点	70	20%		70	12%	1	60	7%	1	40	4.5%
全体	体制構築加点含まず	275			510		-	790			880	65
	体制構築加点含む(A)	345			580	1		850			920	133

このような国の財政面での後押しに呼応する形で、大田区においても、 冒頭の通り平成31(2019)年度から、「おおた重点プログラム」の重点事業や「おおた健康プラン第三次」の重点プログラムとされたのであるが、 先に引用した文献でも言及されている通り、本事業において重要なのは、 魅力あるインセンティブを用意することはもとより、事業のICT化と広報である。

- ・今後はこれまでとは違い、全区民(18歳以上の在勤者を含む)を対象に、 台紙とスマートフォンアプリによる参加を併用する等、予算規模も対象 者も拡大するので、盛り上がりも手伝って、多くの健康無関心層の参加 が期待されるところであるが、財源の有効利用の観点からは、何よりも 効果的な広報活動の継続が重要であることは論を待たない(なお、全区 民を対象とすることについては、厚労省では当初から、インセンティブ 事業の対象は国保被保険者に限らないとして、市町村一体となった取組 を推奨していたし、また、国保担当部署以外の部署における取組も評価 対象としていた。市町村一体かつ全庁的取組を進めることにより結果と して国保被保険者の予防・健康づくり及び将来の国保の負担軽減に資す ることになるからである)。
- ・その際、広報活動を中心的に担う担当課としては、スポーツ推進広報事業に取り組むスポーツ推進課が適任である。同課は、所管・所管外を含

め健康づくりのために利用できる施設 (スポーツ施設・公園等) の情報を有しているほか、日頃から地域のスポーツ団体やスポーツ関連の民間事業者等とも連携しているので、保険者努力支援制度の評価指標に取り込まれた「商工部局との連携、地域の商店街との連携等の『健康な町づくり』の視点を含めた事業の実施」という指標を満たす活動も期待できる。さらには、生活習慣病予防のためのスポーツの方法等、参加者にスポーツ関連の様々な健康情報を提供することも期待できるからである(広報活動に当たっては、大田区国保の特徴である生活習慣病率が東京23区で最も高いこと等も周知すべきとの提案については、第12節「スポーツ推進広報事業」を参照)。

参考までに、以下は、2020年度保険者努力支援制度の交付額算定のための基準のうち、健康ポイント事業関連の指標及び配点である。

指標4 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

(1)個人へのインセンティブの提供実施(2019年度の実施状況を評価)

評価指標	配点
① 一般住民の予防・健康づくりの取組や成果に対してポイント	
等を付与し、そのポイント数に応じて報償を設けるなど、一般	
住民による取組を推進する事業を実施している場合	30点
② PDCAサイクル等で見直しを行うことができるよう、インセン	
ティブが一般住民の行動変容につながったかどうか、効果検証	
を行い、検証に基づき必要な改善を行っている場合	
①②の基準を満たす事業を実施する場合であって、以下を満たす	
事業を実施している場合	
③ 個人へのインセンティブの提供にあたり、プログラム等の中	15点
での本人の取組を評価していること	
④ 個人へのインセンティブの提供にあたり、本人の取組の成果	15点
としての健康指標の改善を評価していること	
⑤ 事業の参加者が自身の健康データ等を把握できる仕組みとな	15点
っていること	
⑥ 商工部局との連携、地域の商店街との連携等の『健康な町づ	
くり』の視点を含めた事業を実施している場合	15点
※「商工部局との連携」とは、例えば、健康づくりを「町づくり」と	
結びつけて展開し、地域の民間企業を活用するため、庁内で商工部	
との議論の場を設け、検討を行うこと等が考えられる。また、 <u>「地</u>	

<u>域の商店街との連携」とは、</u>例えば、各種検診受診者、健康づくりの取組参加者に、商工会発行のポイントを付与し、ポイントが貯まると、市町村内店舗で使える商品券とする等の取組を進めるため、 地域の商店街等と議論の場を設けること等が考えられる。

・国の促進策により、23区では既に多くの自治体が大田区の健康ポイント事業と同様、健康づくりのためのインセンティブ事業を実施していると推測される。そうだとすると、事業の広がりにより、東京都と連携して効果的な広報活動を展開する素地はできているといえるので、例えば、東京都の協力を得て、都内を走行する都営電車内(都営バス内)に、春・秋等ウォーキングに適した時期に中吊り広告を出す方法により、各自治体が健康ポイント事業に取り組んでいることや、ウォーキング等の取組により各自治体から独自の景品をもらえることを告知して、事業への参加を促すといった提案をしてみてはどうか。既述した平成27年改正法では、東京都が国民健康保険の保険者となり、区の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとされた。同時に、東京都も国保被保険者の健康の保持増進に係る取組を行う主体として、区とともに交付金の交付を受けることになったので(仕組みは東京都が受けた交付金の中から都内の区や市町村に分配するというもの)、東京都との連携は法の要請であるといえる。

この点に関連し、厚労省から次のQ&Aが通知されているので、最後に紹介する。

問5 「4 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況」の「個人へのインセンティブの提供の実施」の評価指標において、都道府県が実施する取組に市町村が協力している場合は評価の対象になると考えてよいか。

【答】 お見込みのとおり。都道府県が実施する取組において、都道府県と市町村が協力し、インセンティブを提供する方法、インセンティブ提供に係る評価指標、報奨の内容、効果検証方法等について協議し、取組を実施しており、都道府県がその取組を確認することができる場合は評価の対象となります。都道府県が行う取組を単に広報することで協力する取組は評価の対象とすることはできません。

(平成28年度保険者努力支援制度前倒し分に係るQ&Aより)

第12節 スポーツ推進広報事業

第1項 概要

「大田区スポーツ推進計画(改定版)」では、4つの基本目標と14の施策が策定されたが、14の施策のうちの1つに「広報・情報発信機能の充実」が掲げられている。上記推進計画は平成30年3月に策定され、平成30年度にスポーツ推進広報事業が新規に実施されることとなった。

第2項 事業内容

平成30年度の予算額及び事業の内容は次の通りである。

1. 予算額

3,942 千円

なお、令和元年度は3,432千円(前年度比△510千円)

2. 内容

(1) スポーツ情報紙の発行

職場や自宅で気軽にできる体操・ストレッチ等を紹介する情報紙を年度内に 4回発行し、区内の駅や区の施設に配布・設置した。

情報紙には、スポーツ以外にも食や健康情報等を絡めた記事を掲載し、読者プレゼント付きでもあるため、いわゆるスポーツ無関心層にも手に取ってもらいやすい内容となっている。

【発行部数】

年4回 各5,000 部 (全20,000部) 展開サイズA3

【予算・執行額】

3,456千円



(2) 大田区スポーツ施設マップの作成

大田区スポーツ施設マップは、大田区内のスポーツ施設を一覧にまとめたもので、テニス、野球、サッカー・フットサル、卓球、ゲートボール等、主なスポーツができる施設を手軽に調べられるようになっており、裏面の地図には、各スポーツ施設の場所を表示してあるほか、ウォーキングコースや健康遊具のある公園も紹介されている。

平成31年3月に作成し、区の施設に配布・設置した。

【発行部数】 10,000 部 【予算・執行額】 486 千円





(3) 令和元年度の事業

令和元年度に新たな広報事業はなく、計上された予算額は情報紙の発行費用である。

第3項 監査の結果及び意見

1. 業務委託の契約内容及び手続

(指摘事項なし)

スポーツ情報紙とスポーツ施設マップの作成は業務委託により行われたが、 契約内容及び手続等には特に問題点はない。

2. スポーツ情報紙の発行について

(意見 No. 120)

情報紙については、提供された 2019 October Vol. 06 を見る限り、その紙面だけからは区が発行する目的が判然としないが、担当課によると、多忙でスポーツをする時間がとれない働き世代で、スポーツ実施率が低い 20~40 歳代の女性をターゲットにスポーツ実施率の向上を目指して発行したものであるという。

この点、「大田区スポーツ推進計画(改定版)」では、成人のスポーツ実施率を 週1回以上が65%程度となることを、4つの基本目標のうちの1番目(「基本目標1」)に定めており、同計画中では、「スポーツ潜在層へのアプローチ」として、 「スポーツ参加率が低い女性層へのアプローチが区民のスポーツ参加率を向上 させる上での重要課題」であることや、「日常的に短時間で出来るスポーツ習慣 の啓発」が「施策の方向性」の中で指摘されている。

■ 施策目標の設定

項目番号	基本目標	設定目標値	設定理由など
基本目標1 誰もがいきいき暮ら		成人のスポーツ実施率を週1回	国の目標値を目指
せる地域づくり		以上が65%程度を目指す。	す。

このように「大田区スポーツ推進計画(改定版)」の内容を子細に読み込めば、20~40歳の女性をターゲットにしたスポーツ情報紙を発行する目的も理解できるが、一見すると、スポーツジムが女性向けに配布するチラシと区別が付かない。区の情報紙である以上、発行目的を同時に記載する工夫があっても良いのではないか(例えば、大田区では区民のスポーツや運動の実施率の向上を目指しています(以下省略)等)と考えられる。

上記推進計画でも、「広報・情報発信機能の充実」の中で、「本計画に基づく取

組を効果的に実践していく上で、<u>区民や関係者に施策のねらいや内容を周知</u>し、 参加を促進していくことが必要となる」と記載されている通りである。

ちなみに、平成28年度現在の国の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は42.5%で、スポーツ実施率(週1回以上)を年代別に見ると、20代が34.5%、30代が32.5%、40代が31.6%と低く、女性の方が低い(スポーツ庁の「第2期スポーツ基本計画」より)。一方、大田区で平成29年(2017年)に実施した「大田区政に関する世論調査」では、大田区民のスポーツや運動の頻度は、「週に1日以上」が41.1%と、国の調査より若干少ない結果となっている。

さらにいうと、大田区がスポーツ実施率向上を目標とする根拠についても、単に国の目標に合わせるというだけでなく、大田区民(正確には大田区国保の加入者)が東京23区で最も成人病有病率が高いことや、40代の特定健診受診率が最下位であること、一人当たりの医療費が最も高いこと等、大田区民の健康レベルが相対的に低いという現状を根拠に打ち出しても良いのではないか。

大田区(区民部国保年金課)が収集・分析した区民の健康情報をフィードバックしつつ、区民自身が日常のスポーツや健康づくりを行うモチベーションにしてもらうという視点があっても良いのではないかと考える。

このような視点で、スポーツ情報紙の発行事業に関する予算・執行額をみると、 金額自体は最小経費といえようが、実現すべき施策目的に鑑みた場合には、財源 の有効な利用といえるか疑問なしとしない。

推進計画では、関係部局がその情報を共有して個別施策を実施するという横断的体制の構築も謳われており、実際に平成31年度(令和元年度)からは、例えば、「おおた健康ポイント事業」において健康づくり課及び国保年金課と連携して情報共有する体制を構築したが、広報事業の実施に当たっては、情報を発信するだけでなく、大田区ならではの情報を伝える努力をする等、発信する情報の内容についても、さらに関係部局との連携・協力を進めるべきである。

3. スポーツ施設マップ

大田区スポーツ施設マップは、大田区総合体育館や大田スタジアム等大田区の代表的なスポーツ施設だけでなく、体育室がある区民センターやトレーニングルームまでが写真入りで紹介されているほか、裏面に、健康づくり課の健康ウォーキングマップ情報を掲載したり、マップを持ち歩きに便利な携帯サイズにする等、工夫された内容となっている。

(意見 No. 121)

しかしながら、表紙タイトル(外形)からは、健康やレジャー目的でウォーキングを楽しみたい区民は手に取らない可能性が高い。幅広い層に手にとってもらえるよう、表紙タイトルにウォーキングマップであることを併記すべきであると考えられる。

4. 総括

冒頭で既述した通り「大田区スポーツ推進計画(改定版)」で、「広報・情報発信機能の充実」が14施策の1つとされ、その直後の平成30年度に、スポーツ推進広報事業が立ち上げられた。

そして、同年度中に、広報事業の実施として、上記のスポーツ情報紙とスポーツ施設マップの発行が行われた訳であるが、翌令和元年度の事業内容は、前年のスポーツ情報紙の発行(ただし、各号ごとに内容を変更)を継続するに止まっている。

ところで、「大田区スポーツ推進計画(改定版)」の策定は、スポーツ推進課 において平成30年度の事業として実施された。

「広報・情報発信機能の充実」施策については、方向性として、次の記載がある。「本計画に基づく取組を効果的に実践していく上で、区民や関係者に施策のねらいや内容を周知し、参加を促進していくことが必要となる」、「そのために、重点施策に焦点を絞って戦略的な広報活動を行う」、「区民の情報入手手段やメディアの環境の変化に対応し、効果的に広報、情報発信するしくみや体制を整備していく」とされているが、このうち、最初の「区民等に施策のねらいや内容を周知して参加を促進していく」という点は、現状は未だ、施策のねらいや内容の周知に向けられた広報活動が実施された(又は実施されつつある)というには程遠い状況にある。

また、「<u>戦略的な広報活動</u>」を行うに当たっての「<u>重点施策</u>」は何かを担当課に尋ねたが、計画策定時には明確になっていなかったが、例えば、ターゲットを20歳~40歳代に絞りスポーツ実施率を向上させるための施策(情報紙の発行)がそれに当たるとの回答であった。

さらに、推進計画で、4つの基本目標のうちの2つ目(「基本目標2」)に定めた「『新スポーツ健康ゾーン』の認知率100%」については、「現状の認知率」と表記された数値(下図の通り30.3%)と区民スポーツニーズ調査結果での数値(11.7%)との間に齟齬を生じており、そもそも現状把握ができていない。

新スポーツ健康ゾーンについては、OTA ウォーキングで新スポーツ健康ゾーンめぐりが企画される等、各種のイベントを利用した広報活動は行われているが、

認知率 100%を掲げているにもかかわらず、大田区のホームページでは、スポーツ施設や公園の案内の中に、「新スポーツ健康ゾーン」の呼称を見つけることはできなかった(例えば、「新スポーツ健康ゾーン」内にある「大森東水辺スポーツ広場 ビーチバレー場」を見ても、その場所が「新スポーツ健康ゾーン」の中であることが分かる説明はなく、「新スポーツ健康ゾーン」の呼称が区民に定着する切っ掛けを逸してしまっている)。

■ 施策目標の設定

項目番号	基本目標	設定目標値	設定理由など
基本目標2	スポーツを通じた	区民の「新スポーツ健康ゾー	区民スポーツニーズ調
	地域の活力づくり	ン」認知率100%を目指す。	査での認知率は30.3%。

(意見 No. 122)

「大田区スポーツ推進計画(改定版)」を策定し、スポーツ推進の実施主体として中心的役割を担っているスポーツ推進課が実施する広報事業としては、スポーツ情報紙やスポーツ施設マップの発行のみという現状は残念である。

情報紙等を配布・設置するに当たり情報紙のターゲット世代が手に取りやすい場所(駅等)で配布するという工夫や努力はみられるが、区民が自発的に情報を手に取るに任せているという意味で消極的である。

今後は情報紙の内容を健康ポイントアプリと連携させて電子媒体から見ることができるよう工夫する等、ターゲット世代に効果的な広報戦略を策定することが必要なものと考える。

第4項 スポーツ推進広報事業の方向性について

1. 重点施策について

(1) 「Compass2019」の重点項目

令和元年度の大田区観光・国際都市部の事業概要を定めた「Compass2019」によると、全部で16項目の重点項目が掲げられているが、そのうちスポーツ推進広報事業との関係では、次の3つが特に重要であると考えられる。

- ① スポーツ推進計画の推進
- ② スポーツ実施率の向上のための施策の推進
- ③ 新スポーツ健康ゾーンの活性化事業の推進

(①~③の数字は Compass 2019 の重点項目に記載の通り)

以上の3つすべてに関係し、なおかつ「2019年度~2020年度のおおた重点プログラム」や「おおた健康プラン第三次(平成31(2019)年度~平成35(2023)年度)」でも「重点プログラム」又は「重点事業」とされた事業に「健康ポイント事業」がある。

(2) 健康ポイント事業

本事業は、平成31年度(令和元年度)からは、健康政策部の所管とされ、所管部の健康づくり課及び国保年金課に、新たにスポーツ推進課が加わる形で3課が担当する事業となった(第11節「健康ポイント事業」を参照)。

監査の時点では、専ら健康づくり課を中心とするアプリの技術的開発が先行していた時期であったためか、スポーツ推進課が健康ポイント事業の実施自体に積極的に関わっているというよりは、所管するスポーツ施設の指定管理者らと施策を検討中との印象を受けたが、健康ポイント事業は、国が国民健康保険の全保険者(都道府県及び都道府県内の特別区を含む市町村)に取組を促している事業で、当初から、国保担当部局以外の部署における取組を含め、全庁的な取組が望ましいとされていた。

スポーツ推進課によれば、アプリ開発の終了後はアプリのPRやアプリに載せる情報の内容をどのようなものにするか等について他課と連携・協力しているとのことであるが、今後は、以下の理由で、なお一層、スポーツ推進課がスポーツ推進広報事業の一環として、健康ポイント事業の広報活動を担うのが望ましいと考える。

(3) 他課の状況

監査の過程でみた限り、所管部の健康づくり課は、スマートフォンアプリを利用した大規模な事業のICT化等、事業の実施自体に注力中で、国保年金課は、財源となる保険者努力支援制度の交付金交付基準を満たすべく、健康ポイント事業以外の保険事業の実施にも注力中で、健康ポイント事業については、医療費適正化の観点から付与するポイントの内容や配点を検討したり、参加者の健康づくりの取組状況を把握したりして、事業実施後の効果検証を担うことになろう。

(4) スポーツ推進課が担うべき役割

(意見No. 123)

健康ポイント事業において、個人のインセンティブ(動機付け)策を大規模かつ効果的に機能させるためには、事業のICT化や広報が重要であるといわれており、特に広報の重要性については論を待たない。

健康ポイント事業の広報は、無関心層の取り込みのために様々な広報媒体を利用する必要があり、区報・ホームページ・チラシ・バスの前面広告や車内広告・電車の中吊り広告・横断幕やのぼりを立てる等のほか、SNS を利用した口コミや地域における口コミの拡散が最も効果的であるといわれている。

この点、スポーツ推進課であれば、所管・所管外を問わず、区の各スポーツ施設の前にのぼりを立てたり、各施設をポイントが付与されるウォーキングルートに指定する等の方法により、ポイントを貯めてもらいながら、各スポーツ施設に誘導することで同時に各施設を知る機会を区民に提供するという好循環を生み出すことも可能である。

ロコミやロコミの拡散については、まさに「大田区スポーツ推進計画(改定版)」の「広報・情報発信機能の充実」中で、「SNS の活用や地域団体のロコミネットワーク等により、情報が効果的に拡散し、対象とする区民層に的確に到達する仕組みを整備する」と謳われている。

さらに、「Compass2018」では、「大田区スポーツ推進計画(改定版)」の実行に当たっては、庁内はもとより、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ、大田区体育協会、民間のスポーツクラブやトレーニングジム関係者等、様々な主体と積極的に連携し、施策を展開していくと宣言されていた。

以上の理由により、関係部署及び区外の関係者との連携により、健康ポイント事業に関する広報事業を効果的に展開できる担当課としては、スポーツ推進課が適任であることは明らかである。

2. その他の広報事業の可能性について

(意見No. 124)

大田区は、国際試合や全日本レベルの大会を誘致できる大田区総合体育館や、 野球の試合や大会に利用される大田スタジアムといった大規模スポーツ施設を 所有しているが、大田区公共施設整備計画(後期平成26~30年度)でも言及さ れている通り、近年、効果的・効率的な施設マネジメントの観点から、施設の 多目的利用、多機能化の促進が図られている。 例えば、大田区総合体育館は、平成 24 年に総工費 71 億円をかけて建築されたが、約4,000 席の観客席を有するメインアリーナ等の競技場のほかにも、ヨガができる区民のための体育室や、会議室、弓道場も備え、日によっては併設されたカフェでプロスポーツの練習を見ながら寛いだり、施設管理者の了解のもと弓道の練習を見学する事も可能とのことである。

手軽な散歩コースとしての屋上庭園もある。さらに、施設内の共用スペースの壁には美しいアートが飾られ、イタリア製のインテリア調の長いすとともに、一見の価値がある。



体育室 2 Exercise Room 2

高額 終120mi(Hms11m) 付帯設備 終



控室 1,2 Waiting Room 1,2

能機 約75 ml (13mu52m) 付等設備 選手用ロッカー 洗面台 シャワー WC



アート

森と海と人の賛歌 (in praise of forest, ocean and people

プーティスト 五十島武福 (Takenobu Igarashi) 治贈 公益財団法人日本交通文化協会









規模 近的 (28m) 5人立 付帯設備 茶菓室 看的至 審判員5 集女由水空 実展局





(大田区総合体育館のパンフレットより)

このように「体育館」=「競技をする場所・観戦する場所」という既存の枠組みを超えて、多目的に利用できる施設であることを区民のどれほどが知っているだろうか。

大田スタジアムも、近時改修工事を終え、令和元年 7 月にリニューアルオープンしたが、新たにエレベータの設置やスタンドの車いす席が増設される等、ユニバーサルデザインの多目的利用スタジアムとなった。

天気の良い休日にウォーキングの途中に立ち寄り、鮮やかな緑の人工芝が敷き詰められたグラウンドで行われている野球大会を、綺麗に清掃されたスタンドから眺めるという利用方法もあり得ることをどれほどの区民が知っているだろうか。

平成31年3月に作成された「大田区スポーツ施設マップ」は、大田区内のスポーツ施設を写真入りで一覧できるようまとめたという意味では、価値ある情報源であろうが、上記に挙げたような大田区総合体育館の情報や大田スタジアムの利用可能性については全く伝えられていない。

ホームページや指定管理者の施設案内を見ても、施設パンフレットを見ても、 「競技をする」、「競技を見る」以外の区民にとって有用な情報は皆無といって 良い。

各施設は区民の共有資産であるのに、野球等の競技に興味がない区民にとっては、全く関係のない施設となってしまっているのではないか。

施設利用時には利用料を払うとはいえ、全く利用する機会のない区民にとっては、多額の改修費や建築費というコストを負担させられるだけで、具体的なサービスの提供を受ける機会はないのだから、せめて区民の知る権利を充足するために、代替する区民サービスとして、利用者の視点に立った詳細な施設情報の提供を行うべきである。

以上のような視点に立つと、未だ改修中の施設が多い「新スポーツ健康ゾーン」を含め、スポーツや区民の健康増進に関わるすべての施設の内容と利用方法(利用価値)を区民に具体的に知ってもらうための積極的な周知・広報活動を、利用してもらうための工夫(利用方法の提案等)を含め、繰り返し行うべきであると考える。

担当課からは、今後、広報誌を出す予定であると聞いたが(ただし、詳細は未定)、その際の区の支出については、広報誌の内容にもよるが、原則として、区民が健康づくりに利用できる施設情報の発信という、スポーツ実施率の向上及び健康増進目的達成のために有効な支出として、経済合理性の判断が行われるべきである。

3. 大田区のホームページについて

区のホームページは区内・区外を問わず誰もが利用する情報収集手段なので、利用率向上の観点及び区民サービスの観点からも、最新の情報が掲載された利用勝手の良いものである必要があるが、「スポーツ施設の案内」から、次の二点が改善の余地があると考えられる。

(1) 駐車場の有無が不明

(意見 No. 125)

「スポーツ施設の案内」→「野球場」を選択すると、9 つの野球場の情報が閲覧できるが、それぞれを見ても、駐車場の情報は、大田スタジアムにしか掲載されていない。

その他の野球場については、「駐車場はありません」といった説明文もないため、駐車場の有無は分からず、駐車場のある野球場を探す利用者にとっては時間を要した挙げ句に、目的の情報にたどり着けず、極めて利便性が悪いと考えられる。

これに対して「公園」施設については、そのトップページで「公園名から探す」、「地域から探す」、「特徴から探す」等の検索機能があり、例えば「特徴から探す」を選択すると、健康遊具のある公園一覧が表示される仕組みとなっている。

このようにスポーツ施設の場合も、トップページで駐車場の有無等について 検索できる機能を設ければ、利便性はかなり良くなると考えられる。

(2) 大田区ならではの施設がアピールできていない

(意見 No. 126)

新スポーツ健康ゾーンについては、周知目標 100%を掲げているにもかかわらず、関係施設を見ても、呼称が見つからなかったことは既述したが、例えば、この新スポーツ健康ゾーンには、東京 23 区で唯一の常設ビーチバレー場があることが「大田区スポーツ推進計画(改定版)」で紹介されている。しかしながら、ホームページ上でビーチバレー場を見ても、そのような説明は全くない。大田区ならではの施設を、区の顔ともいえるホームページ上でアピールできていない。さらに監査の過程で、今年からビーチバレー場を無料開放するようになったと聞いたが、ホームページ上で、「施設案内・予約」→「スポーツ施設」→「大森水辺スポーツ広場 ビーチバレー場」の順でクリックしても、「利用時間(予約制)」の中で、利用できる月と時間が掲載されているだけで、また、「申込み」の中で「『うぐいすネット』にて予約を受け付けしております」としか案内されていない。無料開放日があるならば、その点もホームページの同じページ上で確認できるのが望ましい。

施設の無料開放については、区民が施設を利用する機会の提供として重要な情報といえるので、できれば誰もがホームページ上で無料開放日を容易に確認できることが望ましい。

この点、スポーツ推進課によれば、「無料開放日のお知らせ」についてはホームページ上に掲載がない訳ではなく、スポーツの施策のページに掲載してあるとのことであるが、施設利用者にとっては、施設を探す際に閲覧するであろう施設案内のページに無料開放日についても掲載するのが望ましい。運用上難しいのであれば、施設ごとに「無料開放日」があることを告知し、具体的な日時については施設に問い合わせてもらう方法もあり得る。区民がいつでも最新の正確な施設情報に触れることができる環境を作ることも、スポーツ推進を掲げる区の役割であり、スポーツ推進課の役割であると考えられる。